

平成30年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成30年3月5日(月曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	渡辺幸雄君	2番	金成英起君
3番	須藤浩二君	4番	緑川富士男君
5番	江田文男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	教育長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎辞職勧告決議について

○議長（円谷忠吉君） 6番。

○6番（笹島亮二君） きょうは一般質問の予定になっておるんですが、先日この発議第1号ということで、浅川町長須藤一夫君に対する辞職勧告決議案というのが出てきました。これは、辞職勧告決議案というのは不信任案と同等の扱いです。不信任案が出ている中で法を協議できますか。信頼度ゼロです。議長、それで進行するんですか。まずはこの不信任案をどう取り扱って、採決するのか、しないのか、結論を出してから、これ審議しないとおかしいんじゃないですか。だって、町長の言うことを信用できないんですよ、これ不信任案ということは。やめなさいということですから。首にするとということは、武士道という切腹です。我々は介錯人です、そうすると。このままやるんですか、これ。

とりあえずここに動議します。

○議長（円谷忠吉君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時03分

再開 午前 9時10分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

ただいま6番から動議が出ましたが、日程どおり、予定どおり進行することに決まりましたので、お知らせします。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり5人で24項目であります。

あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、（1）改築しているあさかわ図書館に屋根つきの駐輪場をつくるべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 改築しているあさかわ図書館に屋根つきの駐輪場をつくるべきについてお伺いいたします。

現在改築している図書館工事がほとんど終了し、間もなく開館式が始まります。町民の憩いの場所として、たくさんの人たちが来るかもしれません。大人の方々は、来館するときは車で来ると思いますが、図書館が主でありますので、小・中学生、高校生たちは自転車で来館すると思いますが、子供たちのことを思えば、屋根つきの駐輪場が現時点であるのでしょうか、今後つくる予定はあるのでしょうか。本来は、改築するとき一緒に子供たちのことを思えばつくると思いますが、いかがでしょうか。子供たちのことを思えばつくるのが当たり前と思いますが、町長にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 社会教育関係でありますので、教育長よりお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

4月に開館いたしますあさかわ図書館につきましては、自動車専用駐車場を整備しておりますが、自転車の駐輪場は正面玄関向かって右側の下屋部分を予定しております。今後、開館しました後、自転車を利用する来館者の数を考慮しながら、整備について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） きょう再度確認してきましたら、障がい者の点字ブロックとか障がい者の駐車場もありました。それで、車が3台ぐらいしかとめられないんです。それで、図書館が主なんです。小学生、高校生対象にするんでしょう。そうしたら、改築しているときになぜつくらないんですか。もう間もなく開館するというのに、じゃ検討します、それで、来場者を見込んでつくります。そういう話ないでしょう。だって、大勢の子供たちを呼び込むために新しい図書館を今改築しているんでしょう。なぜこれ言われる前につくらないんですか。教育長、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 先ほど答弁しましたとおりに、下屋部分のところに準備、予定しておりますので、そこをもって子供たちの駐輪場の活用はできると思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 今入って左側のを何とか利用できるとおっしゃいますが、私は恐らく無理だと思います。やっぱり新たに駐輪場をつくるのが当たり前だと思います。

それでは、図書館は1日何名来ているんですか、今現在。そして、今後どのぐらい予定しているんですか、小・中学生、高校生、自転車で通ってくる子供たち、どのぐらいの利用を考えているんですか。やっぱり雨の日とか、そういうことを考えたら、必ず私は駐輪場をつくるべきだと思います。まして、今すごいお金がかかっているんですから。かかっている分を、やっぱりその分を、駐輪場だつてたかが知れているじゃないですか。何百万もかからないでしょう、だつて駐輪場なんか。それをつくれば何十年ともつんです。子供たちのことを考えれば、私はつくるべきだと思います。最後にお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

玄関向かいまして右側のほう、屋根の下です、下屋部分、そのところは15台は置ける予定でございますので、その後さらに来館者の数等とか、小・中高生の来館の数等を調べまして、そしてさらに必要ならば確保、検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）新しくできるあさかわこども園前に早急に横断歩道をつくり、子供たちの安全を守るべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 新しくできるあさかわこども園前に早急に横断歩道をつくり、子供たちの安全を守るべきについてお伺いいたします。

間もなく開園するあさかわこども園、幼保一体化ですから、かなりの人たちが出入りします。園児たちが家族と歩行してきた場合、どこを横断するのでしょうか。まして、朝夕通勤する人たちの自動車があの辺はかなりのスピードで通ります。歩行者の安全を考えれば、開園する前に、あさかわこども園前とあさかわ図書館前に横断歩道は必ず必要だと思います。なぜ開園前につくらないのでしょうか。そして、なぜ要望しなかったのでしょうか。関係者は一度歩いて確かめるべきだと思いますが、町長、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

ご指摘のとおりであります。ただ、現場を確認いたしております。ただ、道路構造上、片側のみしか歩道がございますので、これは、私どもの判断では横断歩道の設置はできませんので、これから公安委員会とよく協議をし、要望をし、危険度を削除できるよう最大限努力をしてみたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 町長、私これ1年前も大体同じような答え聞いているんです。1年前というのは、私、

新規の横断歩道のことを言っているんです。それを公安委員会に言っておきますと言いながらも、1年過ぎています。

それと、横断歩道はもう1年前から工事しているんです、町長。もう1年前にこういう話を、子供たちが家族たちと一緒に通園するときに、横断歩道なければ道路を横切るわけです。あそこは車激しいんです。だから、そういうことを考えれば、もう1年前に要請するべきだと思います。そうすると、4月1日に間に合うんです、1年前だったら。町のほうで危険だから横断歩道つくってくださいと要望すれば、まさか嫌ですというわけないです。新規の場合もそうです。私同じこと言っているようですけども、全然違うじゃないですか。なぜ本当に1年前にやらなかったんですか、もう一度お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 全然違う話じゃなくて、なかなか1年過ぎててもそうやってできない場所もあるわけですから、これは、私どもで判断するなら今月中にやります。ただ、私どもの判断の範囲外だということに一つ問題があって、ですから、これから子供たちのために開園をするという状況が一遍するわけですから、そういうのをよく事情を説明して、公安委員会、警察署等に協議をいただいて、設置できるように最大限の努力をしてまいりたいということをお答えしたわけであります。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 最後に、あの近辺は皆さんご存じのとおりいろんなスーパーとかできて、今度にぎやかになるんです。ですから、交通量も激しくなります。早急に横断歩道をつくらなければ、道路を家族たちと横断しなければいけないんです。横断歩道があれば、必ず徐行するのは決まっているでしょう、あるいは、一旦停止するのは決まっているでしょう。横断歩道なければ、かなり危険だということを私は再度通告いたします。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今の横断歩道の件でございますけれども、町長答弁のとおり、横断歩道の設置については、県の公安委員会が設置するというふうに基本的にはなっております。

ただ、町でも横断歩道の設置を考えていないということではございません。今回開園することも園の前につきましては、横断歩道は両サイド見てもありません。旧国道については、片側に歩道あります。旧国道と町道の交差点、T字路付近、こういった交差点もございますので、横断歩道の設置場所及び図書館側には横断歩道がないという状況で、それと横断歩道設置とあわせて歩道の整備も基本的には必要だろうということで、十分今現在検討しているところでございます。公安委員会との協議に関しても、警察署と協議はしております。それについては、具体的な必要な理由、また協議していただくよう警察署から説明は受けていますけれども、そういった基本的なことは整備を整えてほしいという話もしております。

ただ、横断歩道を設置するだけでは、横断歩道の前後に歩行者が待機できる場所もないことには、逆に危険を招くという状況もあるということですので、決してやらないということではなくて、そういった横断歩道とあわせて歩道の整備を現在進めているところでございます。これらの歩道についても、結構事業費もかさみますので、町単独ではなくて交付金事業、そういった補助事業を活用して、今後整備していくという考えで進めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）障がい者の雇用を役場内で積極的に採用すべきの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 障がい者の雇用を役場内で積極的に採用すべきについてお伺いいたします。

昨年は、全国の民間企業で働く障がい者の雇用は49万5,795人と過去最高を更新いたしました。県内の障がい者雇用も、過去最高の4,623人となりました。障がい者雇用に対する企業の理解が進み、障がい者の就労意欲が高まったことが要因と見ております。本町もぜひ役場内に障がい者雇用を積極的に採用すべきと思います。本町の障がい者雇用はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づいて、毎年1回障がい者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することとなっております。平成29年度の通報では、我が町の障がい者実雇用率は2.73%であり、国、地方公共団体の法定雇用率の2.3%を現在は上回っておるということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 町長、国はいいんです。私は、町の現状はどうなっていますかということを知っているんです。というのは、たしか役場内で今、障がい者を1人雇用していると思います。私はそういうのを聞きたかったんです。それで、我が町は我が町なんです。他町村は他町村なんです。それで、今働いている方は毎日来ていないと思います。週に何日かではないでしょうか。まず、そのことをぜひお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど町長答弁のとおり、浅川町では障がい者の実質雇用率ということであってあります。これについては、先ほど答弁のとおり、厚生労働大臣に毎年1回通報という形でお知らせすることになっております。その中で、浅川町では2.7%の雇用率という形になっておりまして、国とか地方公共団体、各町村等においては公定雇用率2.3%を確保するよという話でございますけれども、これについては十分上回っているということでございます。

人数につきましては、現在2名おります。あと、1名の方については、おっしゃるとおり短時間勤務ということで、週3日の勤務ということになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 私は、そこで週3日の方、あとの2日か3日はあいているんです、だから、そういうあいているところをぜひ午前中でも午後でも採用すればいいんじゃないんですか。県の2.73%、なっているからいいという、そういう問題じゃないんです。だって、浅川町にはお金あります。障がい者を雇用するお金あります。そんな何千万も何百万もかかりません。週3日働いた方がもし来ない2日間あるいは3日間、ぜひ違う雇用者を使ったらいいじゃないですか。だって、そうでしょう。私はそれをいつもいつも言っているんです。

浅川町では、いや、国より使っているからいいと。使っている問題じゃないんです、やっぱり。今障がい者、浅川町には何人いるんですか。働きたい人は何人いるんですか。そういうことを思えば、1人、2人ふやしても、何百万とかからないんです。本当に微々たるものじゃないですか。それに週に2日来れば、働く方は20日間です。それで、全部買い物も行けるんです。そういう社会勉強も大事なんです。ぜひあいている2日、3日を雇用してくださいと私は常々言っているんです。どうですか、町長。ぜひ何とかあいている時間を検討して、使っていただくことをお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） いろんな職種、さまざまな職種等があると思います。それらも十分検討したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、7番、水野秀一君、（1）路線バス運行補助事業についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 路線バス運行補助事業についてお伺いいたします。

浅川町で唯一運転されている生活路線バス、浅川・石川線があります。町の補助を受けながら、厳しい乗車率の中運行されていることに対して、地元住民といたしまして、まず当局に感謝申し上げるものでございます。第5次振興計画では、平成31年度は事業費の財源区分がないようですが、次の2点についてお伺いします。

①1日の乗車人数は何人か。

②平成30年度でこの事業は終わりなのか。

②については、初日の行政報告で、30年度で廃止するとのことですが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目については、石川町から浅川町までの全区間内の1日平均人員数では5.5人となっております。

2点目につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、平成30年9月終日で終了することで関係機関等と協議が終了しておりますので、それ以降の運行は考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 廃止ということは本当に残念なことでございます。これもやむを得ないのかと思います。私も乗車率については、山形小学校の後に学石の寮ができて乗車率が伸びるのかなと期待はしていたわけですが、5.5、幾らか前よりはよくなっているのかなとはそれでも思うんですが、残念な結果になってしまったような部分で、本当に今までのご協議に対して感謝を申し上げるところでございます。

これからバス路線が廃止になりますと、今試運行されておりますバス路線の利用が多くなると思います。それについて、路線バスの運行補助事業とはちょっとそれるわけですが、バスを多く利用していただきたいと私も思っているところでございます。バス試運行について、地元の方々よりいろいろな声が聞けて、こういうところは直してほしいというようなことでございます。

特に山白石については、時間的にも畑田が9時半出発、それから福貴作、それから町というように、大変長い時間乗るようなことで、できれば1回山白石始発で戻って、それから福貴作のほうのバスを回してくれるというんですか、それから停留所がある程度、近くに欲しいというようなことが多くございます。そういう点を考えますと、この運行状況もあると思うんですが、停留所に関して見直し、この代替バスのような形で乗る、乗車率をふやしていただければと思うんですが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 現在の運行場所をご承知のように試験ですから、試験期間ですから。ですが、いろいろ要望もございます。いよいよ実施するという場合には、それはそれぞれの地元の皆さん、利用者の皆さんの意見を聞いて、意見を取り入れて、新しい運行スケジュール体系をつくって、そしてできるだけ利用率の向上につながって、利便性が出て、ああよかったなというように今担当課でいろいろ検討していますので、そのような方向性で努力まいりますので、地域の皆さん方にも使い勝手のいい要望を出してくるようお願いしたいと思っているんです。

ただ、問題は個人のために動いているんじゃないから、個人の利用時間でバスを動かすということはありません。限られた時間の中で、自分がどういう用件を済ませて帰りの時間に合わせるかというのが公共として使うものの乗り物の原則でありますので、あなたのために車が動くということが基本ではないということだけはしっかり認識をしてご利用いただきたいというふうに思っております。最善、皆が使い勝手のいいような停留所の問題も、あるいは路線時間等の問題も、今までは全くわからない白紙の中での試行運転でしたからああいう大ざっぱなスケジュールでやっていますが、それとは全く変えて運行したいなというのを今検討中です。いろいろスケジュールを検討しています。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） いろいろな声があると思いますが、よく検討しておいていただきたい。多くの方に利用できるような運行バスにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

次に、（2）森林環境税についての質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 森林環境税についてお伺いいたします。

政府は2018年度の税制改正大綱で森林環境税の創設を決めましたが、森林関係者が長年実現を訴えてきた同税の仕組みや狙いについて、次の点についてお伺いいたします。

- ①森林環境税は誰がどれくらい負担するのですか。
- ②創設した狙いは何か。
- ③集めたお金は具体的にはどのように使うのですか。
- ④税金の徴収が2024年度からだと新制度に間に合わないのではないか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

平成29年12月22日に平成30年度税制改正の大綱が閣議決定をされました。この中で、森林環境税については創設が決定をされておりますが、平成31年通常国会に法案として提出するとされていることを踏まえてお答えをいたします。

1点目におかれましては、国内に住所を有する個人に対し課税する国税として、住民税が課税される人、1人につき1,000円。

2点目については、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な財源を安定的に確保するためにやっております。

3点目については、森林環境譲与税として町に交付され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっております。

4点目につきましては、制度創設時の経過措置として、財源となる森林環境税が徴収されるまでの5年間は、交付税及び特別会計からの借入金を充てることとなっているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 1番についてはわかりましたが、③の集めたお金は具体的にどう使うのですか、これについてなんです、この使用目的、それは個人的な下刈りや間伐などやった場合、このお金を使うことができるのかどうか。

それから、税収、それについて、今まで、2023年度まで国は東日本大震災からの復興事業として経費を住民税に上乗せして1,000円取っているわけです。それを廃止して2024年度から充てるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） すみません、聞き取れませんでした。もう一度お願いします。

○7番（水野秀一君） ③でお聞きした集めたお金は具体的にどう使うのですか、それについてなんです、今、個人的に下刈りや間伐など自分でやった場合、このお金を使えるのかどうか。

それから、2023年度までに東日本大震災からの復興事業として1,000円が今取られているわけです。そのかわりとして2024年度から森林税を徴収することになるわけですが、その金を充てるのかどうか、二重にはならないのか、その辺お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） この森林環境税と復興税の中身がちょっと違いますので、廃止してという考え方ではないと思います。新しく森林環境税ということで、これ税の名前も仮ということでまだ決定ではないので、それを廃止して新しくということではないと思われま。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 森林税の使い方なんです、いわゆる下刈りとか山の清掃、管理に使えるのかという話だと思うんです、さっきは。これは、確たる細部に当たっての森林環境税の使い方はまだわからないです、現実。というのは、一番大枠でもめている原点とは何かというと、森林の面積割で国が交付するのか、あるいは

人口割で交付するのか、この基本が固まっていないんです。

例えば、じゃそれはどういう話なんだということです。というのは、例えですから、いわゆる法案の提案者、内閣総理大臣ということになると、出身地は山口県です。山口県は森林が多い。じゃ、人口比率からいけばどうなんだと。全く東京都から比べたら比較にならない。人口で割れば、東京都に森林環境税がいっぱい入る。山林で割れば、東京都にはないけれども、山口県には入る、あるいは岩手県に入ると。その根幹がまだ決まっていないんです。

ですから、細部にわたっての下刈りに使うのか、間伐に使うのか、あるいは松くい虫に使うのかというようなことは、今ここ私どもの議会で議論しても、それは、先はわからないと思います。ただ、わかっているのは、必ず取るよということとは本決まりのようでありますけれども、細部はわかっていないというのは現実でございますので、この法律が整備され次第、わかり次第、こういう問題の議論は、あるいは報告は、遅滞なく議会の皆さんにも届けたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 確かにまだ仮称でこのようなあれにはなっていると思うんですが、1,000円取るのは、住民税に加算するというのは、これは確かなんでしょうか。1人1,000円というのは、金額の値段は出ていると思うんですが、それは住民税に上乗せするんだということは確かな点だと思うんですが、その辺お伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 徴収の方法なんです、町において、個人住民税均等割とあわせて徴収を行うこととされております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、8番、田中重忠君、（1）巡回バス試運行についての質問を許します。8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 巡回バス試運行について質問いたします。

平成29年11月から始まった巡回バス試運行には、町民からさまざまな要望、意見が出ております。町はこうした町民と議会からのさまざまな声をどのように受けとめ、どう対応していくのか。町民が町に何を求めているのか。この点をしっかり受けとめていただかないと、この事業の意義はなくなってしまいます。平成30年度さらに試運行を続けるとのことですが、試運行のための試運行であってはならないと思います。本巡回バス運行の目的は、あくまでも今後ふえ続ける免許証返納高齢者と、所用や買い物の交通手段を持たない高齢者など交通弱者をサポートすることです。この巡回バスで友人のところへお茶飲みに行くとか、遊びに行くとか、余り切実でない利用目的は二次的なものであることをしっかり認識すべきであります。

以上、次の点についてお聞きいたします。

1つ、山白石、里白石ルート、それから大草ルート、それぞれ現在やっている試運行の利用者、何名かお聞きしたいと思います。

2つ目に、両町内、滝ノ台、大名大塚、山敷田地区対象の巡回バス試運行をなぜやらないのか。

3つ目に、利用者の声を職員が聞いたとのことですが、どのような声が聞かれたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

4つ目に、議会議員の声を試運行事業にどう生かしていられるのか。

5つ目に、商業施設付近、役場、公民館、保健センター等の公共施設に停留所を設け、両町内にできるだけ細やかに停留所を設けるべきではありませんか。

6つ目に、これまでの試運行実施で得られた教訓は何か、どう生かしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

7番議員にも前ほどお答えしましたが、重複する部分もあろうと思います。

なお、1点目については、担当課長より答弁をいたします。

2点目については、以前にも申し上げましたとおり、今年度につきましては、町中心部と小学校・旧小学校を結ぶ路線の試しの運行であります。平成30年度は町中心部と消防団区域6地区を結ぶ路線の運行を予定していることから、質問の地区については、平成30年度に行う予定でございます。

3点目につきましては、11月から試運行を開始し、往路と復路の時間間隔を短くしてほしい旨等の話も伺いました。

4点目につきましては、議会でもありましたように、滝ノ台ニュータウンや町公共施設等を検討しているところでございます。

5点目につきましては、検討していきたいと思います。

6点目については、現在は乗車する方々が少ない状況であります。これらは運行時間等が影響していることも考えられますので、少しでも買い物弱者等の支援になるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、1点目につきまして、11月から運行を開始しておるわけでございますけれども、11月からの利用状況についてお答えをしたいと思います。

11月につきましては、12日間運行になりました。山白石関係でございますけれども、延べ利用者が9人、大草やのルートにつきましては、延べ利用者は10人となっております。次の12月でございますけれども、12月も12日間の運行となっております。山白石関係につきましては、延べ利用者が38人、大草関係につきましては、延べ利用者が15人ございました。1月でございますけれども、1月は11日間の運行です。山白石関係につきましては、延べ利用者が12人、大草関係につきましては、延べ利用者が5人となっております。2月でございますけれども、11日間運行しております。山白石関係では、延べ利用者が6人、大草関係では、延べ利用者が8人ということになってございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま利用者の人数をお聞きいたしました。大変少ないようであります。それで、試

運行でありますので、いろいろ問題はあるんだと思うんであります。ただ、先ほどの町長の答弁ですと、平成30年度が中心部と消防団の分団単位を対象にしてやるんだと。恐らくこれ1年間やるんだと思うんです。そうすると、今やっている試運行で人数出ておりますけれども、この程度の人数で30年度は1年間やると。こういうことについて、これで本当によろしいんでしょうか。

これはやっぱり問題があるんだと思うんです。なぜ利用者が少ないのか。また、本当に旧小学校単位、消防団単位でバスを運行することが適切なのか。この辺についての考え方、これはやっぱり十分検討する必要があると思うんであります。

それで、3つ目の利用者の声を職員が直接聞いたと、バスに乗って聞いているという、こういうお話がありました。それで、先ほどお聞きしましたが、時間間隔を短くしてほしいというご意見があったということですが、ほかにもっといろいろあったんじゃないですか。実際にバスに乗って、乗った町民の皆さんから具体的にどういってお話があったのか、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

それから、4つ目の議会議員の声を試運行事業にどう生かすかという点については、まさに今私どもが議論している、それから、先ほど7番議員からも出たそれらの意見をしっかりと受けとめていただいて、そして1年間今のままでやって、その後から議員の意見を生かすんだとか、町民の意見を生かすんだというのではなくて、随時やっぱり出される意見、そういったものを取り入れて、より身近なものに形づくってほしい、こういうことだと思うんです。その点、いかがでしょうか。

それから、商業施設、そして役場、公民館、保健センター等ということで、この辺の近くに停留所をという話は、これは昨年の議会に出ております。今回お聞きしましたらば、また検討していくと。検討しているうちに半年以上たってしまうんです。だから、きめ細かく、もっと早く的確に対応していく、このことが必要んじゃないかと思います。

それと、6つ目に出しました試運行実施で得られた教訓は何かということでお聞きしております。この教訓は何だったんですか。ぜひお聞かせください。

以上、再質問です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 何点かあったわけでございますが、現在は旧小学校区ということで運行をしております。30年度から消防団ということで、町全域を予定するというので、いろいろとあるとは思いますが、運行の経路についても十分検討していきたいというふうに考えております。

また、どのような声を聞いたんだという話でございましたけれども、先ほど町長のほうのからもありましたように、運行の間隔、来てから帰るまでの時間が長過ぎるというような話もございました。それについては、12月から改正をしたところでございます。

あともう一つは巡回路コース、往路で来た逆のコースで回っていただきたいというような話もありました。それらも行ったところでございます。さらには、停留所がないということではありましたが、これについてはあくまでも試運転ということで、停留所については考えておりませんでした。今後もうちょっと地図とかでわかりやすいような説明をさせていただければというふうに考えております。

また、議会の声ということで、以前からいろいろと話あります。平成30年度にありましては、滝ノ台、また

は保健センター、さらに今回図書館ができますので、そちらのほうの運行も検討はしたいなというふうに考えてございます。

6点目でございますけれども、乗車する方々少ないということで、これらについても運行時間等、今後検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まだまだいろいろ問題が多過ぎます。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、停留所までの距離があり過ぎるというお話出ましたけれども、これは町民の皆さんから出ているんです。バスに乗るために、例えば畑田だったら花畑のところ、あそこで乗車できますといった場合、上畑田からずっとあの停留所まで歩いてこないと乗れない。要するに、バスで走る距離よりも、乗車口まで町民が歩いてくる距離が余りにも長過ぎると。これは実際相当出ていると思うんです。これらに対してどういうふうに対応していくのか、このことだと思うんです。

平成30年度は町中心部についてもやっていくという話であります。私前回の質問で申し上げましたように、要するに買い物にもなかなか行けない、用足しにも行けない、そういった交通弱者の多くは、両町内を中心に滝ノ台とか、新町とか大名大塚、それから箕輪の一部、こうしたところに数多く住んでいらっしゃると思うんです。今一番問題なのは、むしろこういう人たちの買い物とか用足しどうしてやるか。まず、これを第一に考えてほしいんです。

これは、ちょっと言い方で語弊があるかもしれませんが、各地区、小学校地区とか消防地区とか、そういうところに住んでいるお年寄りの方は、若い人たちと同居をしているとか、どうしてもひとり暮らしという場合には、近くに親せきがあって、何とか足を確保してやっておられると、そういう状況だと思うんです。一方、両町内の町営住宅やら一軒家にひとり暮らししているそうした町民の皆さんは、全く何の手段もない。行くとしたらもうタクシーで行くしかない。こういう状況だと思うんです。

だから、そのことをもうちょっとしっかりと受けとめていただいて、私は前回申し上げたときも、両町を中心にまずやってみて、それから外などに広げるべきなんではないかということで申し上げたと。ぜひこの点を今後の運営に生かしていただきたいと思います。

なお、前に総務課長さんのところに私お邪魔しまして、白河市のコミュニティバス、これの運行状況について、ネットで調べて参考にされるようお願いしました。あれなんか見ても、ほとんど中心部から始まっているんです。中心部から始まってやってみて、そしてだんだん外へ広げていく。こういうやり方だと思うんです。だとすると、浅川町の場合は外から始まっていますから、逆行しているんじゃないかなというふうに思うんです。これは私の意見ですので、今後この事業に一つでも多く取り入れていただくことをお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 30年度から町全域で行うということで、それらも踏まえて十分検討したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）移動販売車の運行についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 移動販売車の運行について質問いたします。

この問題については、昨年12月議会でも質問しましたが、そのときの担当課長答弁では、町と商工会、農協の準備会で車種の検討を終えたところで、予定エリアは浅川町全域とし、方法については引き続き協議、実施時期については平成29年度末の予定ですとの答弁をいただいております。また、先進地の実情を調べ参考にして、新たな協議会、責任者、陣営も間もなく決まるので、そこで協議し、できるだけよい方法で進むよう努力していくという答弁でございました。

以上の点を踏まえまして、1つ、移動販売車は年度末、平成30年3月末から具体的に実施できるのでしょうか。
2つ目、移動販売車等を運営する新たな組織はできたのか、どのような組織かご説明いただきたいと思います。
3つ目に、新たな協議会、組織等の責任者と陣容はどのように決まったのか。
4つ目に、皆さん方と協議して進めたいとのことだが、議会とはどういう形で協議をされるお考えか。
5つ目に、移動販売車の運行について、現在決まっていることについて説明をいただきたいと思います。
以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成30年3月末から実施する予定です。

2点目、3点目につきましては、運営組織として商工会、農協及び町の代表者を理事とする一般社団法人を設立するところであります。

4点目につきましては、適宜説明、報告したいと思います。

5点目につきましては、町内全域を6地区程度に分け運行をする予定で、頻度や場所等、詳細は現在検討中でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 4番について、議会との協議についてはいかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、答弁漏れです、4番。

○町長（須藤一夫君） 答えています。

○議長（円谷忠吉君） 答えているそうです。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 答えたと言っても聞き取れないから、いわゆる町長の答弁を求めているので、そんなにもったいつけなくて答えてください。まあ、いいです。

じゃ、1つ目は、年度末から具体的に実施できるという前回の答弁は、平成30年、平成29年の年度末ということで答弁をされているんです。30年の年度末というと来年の3月31日です。だから、私わざわざ聞いたんです、具体的に実施できるんですかと。ちょっと時間的に無理でしょう、まず。

それで、これも前回の答弁で、運営する新たな組織をつくり、責任者を決めて、そして取り組みたいと、こ

ういうふうに答弁しているんです。ですから、私は、どのような組織をつくって、どのような陣容で、どなたが責任者となって始まったんですかということをお聞きしたわけでございます。

それでいいですけども、社団法人をつくってというお話、今町長から出ました。社団法人をつくって、具体的にどのようにやられるのか。私、今質問しました1点目、2点目にあわせて、この社団法人についてもうちょっと詳しくお聞かせください。なお、聞き取れないときにはもう一度、町長、大変でもご答弁と言いますから、そのときはひとつ親切に答弁してください。

以上、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） わかりやすい質問をしてください。きちっと答えますから。

1つは、平成29年度末と言いました。これは、29年度の末と平成30年の3月末、表現が違うけれども変わりはないです。そういうことです。平成29年末、29年度末と言われているのは、平成30年3月31日ですから。これ私の今言ったのは平成30年3月末ですから、日にちは間違えはありません。ただ、表現が違かったということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、一般社団法人等については、担当課長より組織の内容をお答えいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、一般社団法人なんですが、運営するに当たり、車両の取得等については法人形態が必要なのではないかとということで、株式会社ほか、法人の形態はいろいろありますが、非営利目的で設立要件がそれほど簡素な一般社団法人を今回設立したところでございます。商工会及び農協、それから町の代表者の方の3名が理事となっております、そのような組織をつくりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 年度末の話は、私、通告書見ましたら29年の3月というふうに書いてあるんです。これ会議録見て、それで私書いたんです。それはいいです。

それで、今町内6地区等を決めて、それでやるんだという話であります。ただ、私これ総務課長にも、商工観光課長にも、農政課長にもお話ししてありますが、この県南地区、この地区で玉川村、石川町、中島村、鏡石、もう現に移動販売車やっているんです。私は、そこのやっている実情をネットで落として、そして総務課長と農政課長にはお渡しして、よそではこういうふうにして取り組んでいると。全くずぶの素人が、町が中心になっているいろいろ思いつきでやっても、うまくいかないよと。ぜひ、だから実際に石川とか中島とか玉川とかに出向いて行って、やってみてどうですかと、どういう問題がありますかと、それらのことをよく聞いた上でしっかりと取り組んでほしい、こういうお話をしたわけであります。

ただいま町長のご説明を聞いていますと、結局農協と商工会と町民の代表、私は、形態はいろいろやるようです。でも、本当に中心になってこの事業を進める、進めようというのは、やっぱり町が本気になって、町が中心になって進めなければ実現できないほど難しい問題だと思うんです。ただ、制約とか何かがあるから、形の上ではいろんな形とるでしょう。でも、町が中心になってやっぱり考えるべき問題だと思うんです。

だから、その辺から言いますと、今ご答弁聞いた中では、まだまだ本当に構想が緒についたというか、そう

いう段階だというふうに思うんであります。現段階で町長は、この移動販売車の運行について、まず何のためにやるのか、町として、町長として、どういうふうにしたいのかとか、この辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 目的は何だということですが、1つは買い物弱者です。あるいは、ひとり暮らしのいわゆる情報と必要なものを届けなければならない、生活を守るということに尽きると思います。ただ、私ども今言われたように、町がしっかりしないとだめなんじゃないかと。確かに、計画はそうだと思います。

ただ、ご承知のように、行政は毎日現金を取り扱い、おつりを出す、これはやってはならない、商売やってはならない。これは行政の一つのおきてでありますから、たとえその売上げがあつたら、その日のうちに会計管理者、出納室におさめないで、宵越して持つということになれば罰せられますので、私は、行政は営業に手を出してはならないことが原則だと思っています。

したがって、体系はどうあるかという今おたがいですけれども、これはまさに商工会、農協に業務の一端は全てまかなくていただくということでもあります。したがって、背景は、ただごとでは商売は、言われているとおり成り立たないと思っています。そこを厳しく今みんなで検討中であります、どうすれば移動巡回車が、販売車が成り立っていくのか、どうすれば本当に利用者に喜んで利用いただけるのか、じゃ、それを誰がやるのか。一番問題です。頼まれて、8時から5時までしか私働かないわなんていうのでは、とてもじゃないが消費者、あるいは対応する家庭にはできません。

したがって、朝早くも夜遅くも、市中の移動販売をやっている仕組みと同等の仕組みで努力し、顧客をつかんで、安心して信用いただいて買える、そういう仕組みを今これから始まる中で、担当課長を初め担当課、委員の皆さん方と農協と商工会と一緒に真剣に検討中でありますので、そういうものができてやった結果、やっぱりよかったなというものをつくり上げていくことが我々に課せられている仕事だと思っていますので、そういうふうになるように最善の努力をしてもらいたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）城山の所有権の明確化についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 城山の所有権の明確化について質問をいたします。

浅川町には、町が所有する町有林と国有地に権利を持つ部分林等があります。前にもこの議会で取り上げ、このとき改めて町有林等の権利所有の確認と現地境界の確認をするよう求めました。その際、所有山林不動産の面積、権利、現状等について、議会に資料を提出するよう求めましたが、現在も提出されておられません。ぜひ早急に資料を提出し、議会に公開していただきたいと思います。

また、一昨年浅川両町青年会が浅川町浅川字城山58番地、3ヘクタールの所有権を放棄したということがあります。町は両町青年会のこの申し出を受け、登記名義人を変更したのかどうか。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

1つ、城山公園、城山58番地の現在の登記上の所有権者名はどうなっているのか。

2、城山公園、城山58番地の浅川町への所有権移動登記はいつするのか。

3つ目に、町有不動産の所有権の確認と現地確認は徹底されているのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 担当課長よりお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

1点目の所有権者名につきましては、個人情報のため差し控えたいと思います。

2点目の所有権移転登記につきましては、当事者間の合意が必要となりますので、いつになるかお答えできません。

3点目の所有権につきましては、財産台帳により確認しておりますが、現地については定期的に確認しているものではありません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 城山58番地は現在の所有権者、個人情報だから述べられない。私はこれは、所有権者は両町青年会か浅川町になっていると思っているんです。浅川町とか両町青年会というのは個人情報には当たらないでしょう。

それから、所有権の移転登記は当事者間の合意がないとできない。それは当然です。ただ、これではどうなんですか。両町青年会は自分たちでこの城山の山を持つことについて放棄すると、持たないと、こういうことを言っているのではないですか。これは昨年の12月議会、9月議会では私は聞いています。これについてはどうなんですか。

それで、当事者間の合意ができていないから登記はできないと。担当課としては、青年会と話し合ったんですか。そういう質問が議会であったけれども、実際はどうなんですか、現在どうなっているんですかと、そういうことについてはきちんと調べてあるんですか。もうこれ当然調べてなくちゃおかしいでしょう。当事者間の合意がないじゃなくて、調べた上で合意できるものはきちっとする、それを私、今回している町の不動産等の所有権についてきちんと整理をしてくださいと、現地も確認してくださいと、こういうことをお願いしているわけです。そういうことができないんですか。

まず、両町青年会と町との間ではどういう話をしているんですか。これは去年、おとしあたり話です、最初のスタートは。この辺を明確にお答えしてください。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、この城山の58番の土地については、浅川町の所有権にはなってはいないわけです。なので、個人情報等のことで差し控えたいというところがございます。

それから、過去に青年会さんのほうから相談があったかということについては、過去にそういう話をちょっと聞いたことはありますけれども、公式には昨年以降、私がこちらに来てからはそういう話はありませんでしたので、当事者間の合意が必要ではないかというところをお答えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議長、これでは質問にならないです。それで、まず所有権者に町がなっていない。だから、私はなっていないんじゃないかと、なっていないことはおかしいんじゃないか、そういう立場で質問しているんです。前回のときもそうです。それをきょうの時点での答弁で、町が所有権者になっていないから個人情報ですと。それじゃ話にならないんじゃないですか。

青年会のほうのは、この土地については必要ないというようなことについては、過去に話を聞いたことがないと言ったんですか、あったんですか。少なくとも私は去年の議会で、青年会はこういうことを言っていて、だから、当然これは浅川町で公園にしているんだし、使っているんだから、町できちっと所有権を確定してはどうなんですかと、こういう質問をしているはずなんです。だから、この辺について全然答えていない。青年会とはその後話ししていませんと。それでは全然仕事していないと同じじゃないですか。

そういうことが議会で取り上げられたらば、それが事実かどうか確認をして、どのように処理すればいいのか、これをやるのが皆さん方の仕事でしょう。これは町民の財産なんです、私が申し上げているのは。それで今私こう質問しています。そして、答弁もらう。そして、もうそれで田中議員3回目だから終わりですと終わっちゃうんです。こんなこと何回やったって、町政上の問題解決にはならないと思います。だから、答弁するときにはきちっと確信をつかんで、そして答弁してください。答弁お願いします。

わからなければもう一回言います。答弁してほしいのは、所有権者になっていない。だから、それは話し合っただけで所有権者になるべきじゃないですか、所有権を移転するべきではないですか。もし、今さっき話ししていないということならば、ちゃんと早急に話をし、そうでないと、これは後々町民との間で町がもめごとをつくる原因になります。そういうことで聞いているので、それについて答えてください。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 繰り返しになりますけれども、青年会からの申し入れというのは、昨年私がこちらに来てからはそういう申し入れはありませんでした。

それで、所有権者につきましてですけれども、この58番地のところにつきましては、浅川町は地上権を設定してはおります。その土地について浅川町が取得するかどうかにつきましては、相手がいることでございますので、今後それは検討する必要があるのかなとは思っております。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長、いいですか。今聞いていてわかるでしょう。全然答弁になっていないんです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、もう少しわかりやすく。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私は、こういうことなんだからと町に情報を上げているわけです。その情報に基づいて青年会さんと話してくださいと言っているわけですから、それを担当課長は、青年会から申し出がないから話していないとか、今も申し入れがないと言いました。地上権についてはどうだと、相手があることだからどうだと。そうじゃなくて、この土地がどういう状況で、青年会が要らないということになれば、それは町が所有権を持って管理するのが当然だと思っているわけです。そういうことを私は聞いているので、そういうふうな

ことでひとつお答えをいただくか、もし今回お答えが出ないとすれば、これから先しっかりと青年会と話し合
って、解決の方向に向けてやってくださいと。すみません。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） この城山の58番の土地につきましては、現在の所有権者につきましては青年会
さんではないようでございます。なので、このような答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで10時40分まで休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順3、8番、田中重忠君、（4）町振興計画・実施計画についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 町振興計画・実施計画について質問をいたします。

過日配付された第5次町振興計画・実施計画は、計画の趣旨として、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」
を実現するための4つの基本目標に基づき、町が行う主要施策を計画的かつ効率的に推進するための指針とし
て、そして4項目を掲げました。また、計画の性格としては、この計画は単年度会計を原則とする予算編成の
合理性を長期的に持続するための手段であり、予算編成に計画性を取り入れようとするものであることを前提
としております。

しかし、子どもの健康づくり支援事業、3年間で44万円、地域福祉センター内装改修工事、単年度で70万
円、町内の環境保全事業、3年間で48万円、交通安全施設設置事業、カーブミラー20万円を3年間、交通安全
啓発品配布事業、毎年16万円、出産祈願米贈呈事業、毎年25万円、証明書コンビニ交付、単年度250万円等、
こんな少額の単発的な事業や単年度で十分消化できそうな事業予算を実施計画に掲げる必要が果たしてあるの
かどうか。町の実施計画には、町民と浅川町にとって、長期継続で緊急性のある事業を中心に掲載されるべき
ではないでしょうか。また、水道施設更新事業700万円、町営プール1,600万円、町民グラウンド施設整備300
万円等は、予算が余っているのに、なぜローリングする必要があるのでしょうか。

さらに、町内企業就職支援事業、100万円掛ける3年間の事業は、現在、就職難とは違い、売り手市場にな
っている現在の雇用情勢と全く真逆な事業と思われます。この点、町の情報収集、現状認識は大きく誤って
おり、浅川町政の現実離れた認識不足の対応は明白であります。

以上を踏まえ、次の点についてお聞きいたします。

1つ、平成30年度浅川町の重点事業は何か。特に5点挙げて説明していただきたい。

2つ目に、実施計画中の子どもの健康づくり支援事業44万円、河川の環境保全事業48万円など、少額の事業

がかなり掲載されているが、果たしてこれらは振興計画・実施計画に計上すべき事業なのか。今後、検討すべきではないか。

3つ目に、実施計画の中で大きいのは、介護保険給付事業、国民健康保険事業、石川環境施設組合、防災行政無線、福島森林再生など、固定経費的事業が主なものになっているようです。その一方、公民館耐震工事や浅中大規模改修工事等は毎年ローリングされ、一向に事業実施されていません。平成28年度決算では約2億円もの予算が残っており、計画的、継続的な予算執行がなされているのか大変疑問であります。

4つ目に、平成28年度決算では、歳入合計41億3,601万円のうち、繰越明許費が1億3,679万円、繰越金1億9,481万円で、3億3,161万円もの予算が翌年に繰り越されており、多くの仕事をやり残しているのではないかと。また、何が原因なのかお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

第1点目につきましては、政策目標で申し上げますと、暮らしづくりでは、防災行政無線、デジタル化事業の実施、人と文化づくりでは、あさかわこども園運営事業及びこども園保育部保育料の2分の1の軽減事業、産業づくりでは、農業担い手育成支援事業として、認定農業者等に対する農業用機械等の導入支援事業、基盤づくりでは、道路改良事業として、2路線の整備事業を計画したところでございます。

2点目につきましては、事業内容等を勘案しながら検討したいと思います。

3点目につきましては、質問の施設は、事業費も大きいため、補助金の活用等も模索しながら町全体の事業量も勘案して、事業を実施してまいりたいと考えております。

4点目につきましては、国の補正予算より、地方創生拠点整備交付金事業が年度途中で採択となり、平成29年3月議会の補正予算に計上し、あわせて繰越明許費として計上しております。また、幼保一体化施設整備事業につきましても、設計金額により標準工期が決定することから、年度内の竣工ができないため、同様に繰り越しをしたものでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 重点事業ということで4点、挙げていただきました。

私はやっぱり今年度の予算の中で特出すべきは、浅川町の将来に向かって、こういうものをつくっていかうとか、そういったものが見られない。ほとんど過去のを引き継いで、それを消化するような形でやっていくような、そういう感じになっているというふうに思うわけでありまして。認定農業者に対する支援事業で機械やなんかの補助とかもあるようですが、これらについてもまだ今年度の予算の審議されていないので、中身はどうだかわからないので、これは何とも申し上げません。ただ、防災無線のデジタル化ということで、大変多額な金をかけて、そして、これは何か見たところでは国とかの補助はなかったかのように思うんです。こういう直接町民に直接的にあんまり関係のない、そういうものにばかり予算がつぎ込まれて、この辺が問題かなというふうに思います。

それで、2つ目については検討するというのでございますので、何とぞよろしくご検討いただきたいと思います。

それで、ローリングしている浅中の耐震工事、公民館の耐震工事、これらについては先ほど繰越明許費の問題、それから繰り越しが確定するまでの時期的な問題等があったというような説明ありました。しかし、これは2億円も一般会計予算で予算が残っているんですから、これは当然やれるんです。やれるものやっていない。それも1年や2年やっていないんでなくて、これはもう何年もやっていないと思いますよ、この公民館改修に浅中大規模改修。ついでに言わせてもらえば、これ公民館なんかももう建てかえても恐らくいいんだと思うんです。それから、浅中の大規模改修と。あれ、どれぐらい金かかるかわかりませんが、あいた教室がいっぱいふえてきている。だから、場合によつたらば、浅中の校舎の規模を縮小して新しく建てかえる。そういうことも必要になってくるのではないかと思うんです。ただ、そういうものは今始まって、来年というわけにいかないんで、早くからこれらのものについて、しっかりと検証していただかないと困るということでもあります。これはやっぱりローリングの必要は、はっきり言ってないんです。やればやれるんです。やればやれるのに、やっていない。こういうことでもあります。確かに繰越明許費の場合には、もう使途が決められていますから。でも、それ以外に2億近い1億9,481万円も結局予算が残っているわけですから、これは十分対応できるはずですよ。

以上の点について、再度お聞きいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず1点目でございますけれども、防災無線のデジタル化でございますけれども、これにつきましては、初日の提案理由でも説明したかとは思いますが、緊急防災・減災事業債ということで起債の対象になっております。これにつきましては、起債が100%充当ということで、後年度、交付税の負担が70%ございます。ですから、実質、町では3割の負担で済むのかなということで考えております。これについては、平成34年から今のアナログからデジタルに切りかえるということで、早目に事業を実施しないと間に合わなくなるからということで検討をしたところでございます。

それで、2番目につきましては、先ほど町長の答弁あったとおり、少額の事業については今後十分内容を勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

3点目のローリングの関係でございましたけれども、これについては事業費も大きいことから補助事業、いろいろな補助事業を見ているわけですが、それらの補助事業または起債事業、それらを活用しながら実施していきたいということで考えているところでございます。

4点目の繰越明許費を除いた繰越金、28年度でいきますと約1億9,000万、これらが残っているわけですが、これについてもただ単に残っているんじゃなくて、事業は全て終了して、その結果繰り越しが発生したということでございます。それらについては翌年度の事業費にも算入されているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 事業終了して、そしてその残っているだけだから、さして問題はないんだというような、そういう担当課長の答弁であります。私、実は自分でこういうデータとっているんですよ。このデータによりますと、平成14年から出したんですが、18年度まで。この間ですと、今読み上げますと、繰越金は18年度で一番多いときで1億5,000万、あとは8,500万、1億2,000万、1億1,000万、1億4,000万、そして1億5,000万で

す。ところが、最近、1億9,000万、1億8,000万、1億8,000万、1億6,500万、2億3,000万、2億、1億7,500、要するに予算を残して、繰越金に回る金額が毎年毎年ふえてきている。そうすると、これはこのふえているということは、予算を組んでその仕事をやる計画であったものが安く上がったと。だから、金額が残ったということなのか、もっと予算に組んで、もっと仕事ができるのに予算計上をしなかったか、ということだと思えます。だから、これらについては本当に議会でこうです、ああですと言って、それで通ってしまえばいいんじゃないかと、やっぱり浅川町の将来、浅川町の今、町政、町財政を全て任せられている皆さん方がそれぞれにしっかりとやっぱり認識を持って取り組んでいただきたいと思えます。その点でお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 繰越金の話でございますけれども、確かにここ最近では1億8,000万前後の繰越金があるのかなというふうに思っております。これらについても、先ほど申し上げたとおり、事業は当初で予定していた事業については全て終了し、田中議員おっしゃるとおり、工事等については入札等も行いまして、適正な価格で契約し、それらも残った原因かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）宅地造成事業特別会計審議の町長答弁についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 宅地造成事業特別会計審議における町長答弁についての質問をいたします。

町長は、町議会の一般質問に対し、さまざまな答弁をしてきました。しかし、その中には町長の答弁として、極めて不適切な答弁や事実と反した答弁がありました。町議会議員の質問に対する町長の答弁は、不特定多数町民への町政執行者としての丁寧な説明であり、町民の理解を得るための説明には当然の義務であります。極めて不適切で大きな問題を含んでいるこの町長答弁を、町民によく理解できるよう丁寧な説明をしていただきたいと思えます。

次の点についてお聞きいたします。

1つ目、平成29年6月議会で町長は、「20年以上前の質疑の中で、当時16名の議員の中で私だけが反対をした」と答弁をしているが、町長がこの宅造りに反対したその議会は平成何年何月の議会だったのか説明していただきたい。

2つ目に、平成29年3月議会で、町長は、「極端な結論を言いますと、これは全く売れないですね。なぜ売れないのか、簡単明瞭なんです。高いんです。高い、では安くしたらいいだろうと理屈はそういうことになります」「順序を追うと、解決のためには安くしたら大変なことになるということ、背景にあるんですから、それはできない」と答弁しています。町長の「これは全く売れない」「安くしたら大変なことになる」との真の意味は何を指すのか説明をしていただきたい。

3つ目に、平成29年9月議会で、「既に57区画の中で居住者がいて、当時合意であろうともその値段で買っているわけですから、不動産業者ならそれはできるんだと思えますよ。ですが、行政はそんなことは基本的にやってはならない。やるとすれば、それに対する補償の問題が必ず出てくるという予測はあります。そういうみずから地域を混乱に陥れるようなことは、私はやってはならないということです」との町長答弁は何を指す

のか明確に説明していただきたいと思います。

4つ目に、平成29年3月議会で、「私が県に提案しているのは、特別会計をやめていただきたい。宅地造成特別会計という会計はやめていただきたい、私の町は。正常な特別会計に戻してというのが目的であって、別にいろんな手を込んだものの判断をしなくても、これは議会の皆さんが今度の9,000万円等々のお金の一般会計の繰り入れをお認めいただいて、経過を会計整理すれば、それで事は済むということは申し上げておきたいというふうに思っています」、この町長答弁の「宅地造成事業特別会計をやめる。議会さえこのとおり認めれば済むこと」とは一体どういう意味か。また、町長は一体何をどうしようとしているのかお聞きしたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、調査はしましたが、確認はできていません。

2点目につきましては、分譲価格と市場価格がかけ離れていることで、販売に結びつかないものと思っております。特別分譲販売時の行政区説明会における意見等を考慮した答弁です。

3点目については、現時点において、分譲価格を変えることは適切ではないとの判断によるものです。

4点目につきましては、県と協議を図った経過の内容です。基金繰り入れの件については、財政調整基金より土地開発基金及び庁舎建設基金への繰り入れすることで、正常な宅地造成事業特別会計とすることが目的です。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま1番の「その16名の議員の中で私だけが反対した」という町長答弁について、これはどういうときに出たかという、宅造の問題で質問をしていたときに、何ですかと、この宅造会計について16名の議員の中で反対したのは私だけなんですよと、あとそのほかの議員さんたち、みんな賛成したんですよと、だから、私は責任は感じていませんと、こういう形で答弁されているんですよ。町長がそう言われたんだから、私は間違いはないだろうと思って、私なりに調査をしてきました。町長は確認できなかったと。町長が明らかに反対した、そういう事実を確認できなかったんだと思うんです。できたのかな。できなかったんだと思うんです。これもう一度ご答弁ください。

私が調べた結果ではできないんです。町長は反対したということは見つけられなかったんです。反対のような意見を言っているけれども、しかし、それは賛成。そういうことであります。ですから、町長は自分がその議案に反対していないのに、私たちには要するに反対したと。そういう説明をしたんです。やっぱりこういう答弁はちょっとやめてください。これ平成4年、5年、6年ごろの話なんです。私、会議録ひそかに引っ張り出して調べました。反対した事実ないんです。ここに町長が全部賛成しています。全員賛成。排水路の問題、道路舗装の問題、それから工事請負の問題、何か1つぐらい反対したのがあったのかと思ったら、反対していないんです。1つは、「浅川町宅地造成事業業務委託契約について賛成の方の起立を求めます。全員起立です」、ですから、町長、反対していないですね。そして、この滝輪地区宅地造成舗装新設工事請負契約の部分、これも起立全員。だから、町長は反対していないんです。こういう事実を反した、そういう答弁はやめていただきたい。

それから、それよりもまず大事なのは、安くしたら大変なことになる。これが背景にあるんです。このことを町長はこの議会で何度か答弁しているんです。値段を下げて大変なことになるというのはどういうことなのでしょう。これ、議会で明らかにしていただきたいと思います。何か町長と誰かの間にそういう密約か何かがあって、それでそれを明らかにすると大変なことになると、こういうことなのでしょう。それが1つ。

さらには、「そういうことをすると、裁判にもなるし、そういうみずから地域を混乱に陥れるようなことは、私はやってはならないことです」、こういう答弁している。安くしてはならない。安くしなければ売れない。では町長、どうするんですかという、須藤町長は安くはできない。一体、須藤町長はこの宅造をどうやって売っておつもりなのでしょう。これらについてもお聞きしたいと思います。

それで、これは平成何年ですか、須藤町長になってからなんです、ふるさと農道が滝輪から里白石に抜けたの。あの道路が抜けてからも、一区画も売れていないです、売っていないです、10年間。このことについて、私は町長に責任を感じてほしいと、こういう質問もしている。町長は、「私は責任は感じておりません」、それから先ほど言った「16名の議員の中で反対したのは私だけだ」と、こういう答弁をする。これはやっぱりおかしいでしょう。

それと、特別会計をやめていただきたい。これはもう宅地造成事業特別会計という会計は、私の町はやめると。町長に私、去年だか質問したことあるんです。やめるんですか。いや、やめる考えなんかはない。言っていることが矛盾しているんです。ここではやめた。9,000万円の一般会計からの繰り入れをもらって、3億5,600万円を宅造会計に一般会計から繰り入れて、この宅造会計から庁舎建設基金に繰り戻せば、それを議会がこの経過を会計整理すれば、それで事は済むと。議会さえこのとおり認めれば、それで済むんですと。こんな解決でも何でもありません。これらについても、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 言葉に誤りがあるから、私言っておくが、あなたはうそをついていると言っているんだよ。何を根拠にうそなのか。うそはついたら、私は申し上げておきます。30年にもなる前のことを、何を言ったか記録にないとかじゃないんだ。私、同僚の角田議員さんいます、ここに。実在しています。その他の私どもの同僚が、はや何人かが指折り数えてわからないほど亡くなっているんだよ、ここにいる人がみんな。30年も前のことをさかのぼって、さあ、どうするんだと。

〔「答弁に戻って」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 答弁しているんだよ、今。さあ、どうするんだというような、そういう議論をこの貴重な議会の中で議論をしてだよ。あとは言った言葉の揚げ足だけ取って、建設的な意見、町づくりが一体どこに向いて、何ができるんだと、私は答えておきたい、1つ。

それから、あなたに言った事実がないと。あなたはうそをついている。これはうそをついていると言われれば、そのままにはおけません。よく調査して、何年何月のどこでそういうことをやったかを私は意識の中にはありませんが、この議場で16対1で宅造建設については、私は町長に対して非常に失礼だけれども、余りにも大き過ぎるのではないかということで、ちょっと待ったほうがいいよという質問をした記憶と行動は鮮明に残っています。ですから、言っている言葉には間違いがあると困りますから言いませんけれども、やった行為については事実、私は今も体の中に覚えています。反対をしました。その後に今出された資料で、みんな賛

成じゃないかと。私は議会で決められた議決は尊重しました。全員が賛成で、私は反対であろうとも、決められた議会の議決については忠実に守り、その後の案件については全て賛成もいたしました。特に販売に至っては、寒いときでも白河の駅前に立って、私みずから若い職員と一緒にビラ配りの実施も行いました。こういうの言われていくと、みんな悪いことしたように、あなたが質問の趣旨になっていますが、私は自信を持って、そのときそのときの対応をして現在に至っています。決して裁判をやるとかということは、役場の中によ、宅造に住んでいらっしゃる皆さんが、我々が適正に買った値段より値引きをするならば、裁判も辞さないよと。価格の差額は返してもらいますよと。覚悟をして値引きをしたらいいでしょうというお話も見られています。

ただ、特会の解消というのは、私は県に申し上げているのは、役場庁舎資金というのは議会の中で提案されて、みんなが認めました。その問題について、私は県に特会会計というのは別な会計で、私どもの庁舎資金の3億というのは右のポケットから左のポケットに入れかえただけだと。だから、これを返済していただいて、返済をすれば戻るかということでありましたが、県はそれはまかりならないと。そういうことの会計はだめだよということで、やっと現在に至って、現在、年賦の9,000万ずつ払って、もとの役場庁舎資金を戻してやりなさいということで、現在、議会の議決をいただいて実施しているというのが、これが本当の話であって、私は自信を持って申し上げておきます。今までの経過の中で、間違ったり、うそをついたり、やったことはありません。あなたが一方的に、あなたはうそだと言うんなら、私はあなたに対しても、あなたもうそだと、こういうことを申し上げておきたいと思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長は答弁になっていないですよ。私が聞いたことに対しては、何ひとつ答えないで。いつもそうなんですよ、いつの議会でも、町長の答弁というのは。ああでもない、こうでもない、ああでもない、こうでもない。そう言って論点をいつの間にかに取っかえやっちゃって、そして正当性を主張すると。今言いましたね、町長。30年以上も前の話と言うんですね。これ30年以上前の話じゃないんです。これは平成29年6月議会で、町長自身が20年以上前の質疑の中で、当時16名の議員の中で私だけが反対したと、こういう町長自身が20年以上前と答えているんです。それを今は、30年以上も前の話を引っ張り出してきたってわかるわけがないとか、その当時いた角田議員に聞いたって、それはそんなことはない。町長のほうで、うそつきだ、うそつきだと、田中は言うけれども、田中こそ、うそつきだと、こういうふう言い返す。私は何で町長、町長うそつきだなんてこと言いたくもないし、うそもついてほしくないし、できればお互いに協力して町づくりをしたい。ところが、余りにも毎議会、毎議会、事実反するような話をされる。そして私が、これは町長、間違いではないですかと言うと、頑として聞かない。そして、ああでもない、こうでもないというふうに。だから答弁をしてくださいよね、まず。20年以上前の質疑の中で私が反対したというのは、これは事実確認できないでしょう。確認できないんです。していないんですから。

それから、2つ目の大変になるとはどういうことかと。これは滝輪の人たちと話し合ったときに裁判の話も出たし、損害賠償請求するぞと、そういう話も出た。それは出たのはわかります。だからといって、町民の財産を売らなくちゃならない財産を、値段下げると地元が騒ぐから、だから下げないのに、結局売れないとい

うことでしょう。結果として、誰に迷惑がかかるか。それは町民でしょう。町長はまさしく町民の代表なんです。町民のために、町発展のために仕事をしなくちゃならないんです。その方が地元が……

〔「議事進行」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 議事進行が何なんだ。

○議長（円谷忠吉君） 今、質問中だから。簡潔に、田中君。

○8番（田中重忠君） そういう地域をみずから混乱に陥れるようなことは、私はやってならないと。ということは、値段も下げない。売れないでしょう。売れないけれども、今度は宅造会計についてはやめればいい。毎年9,000万ぐらいですか、4年間で3億5,600万、これは一般会計から入れて、そしてチャラにすればいい。じゃ、一般会計から入る3億5,600万円というのはどんなお金ですか。それは多くの町民の皆さんが、毎年毎年、税の申告をして、そして納めている税金なんです。宅造会計というのは宅造でつくった土地を売って、それでやりくりすると、これが宅造会計なんです。その宅造会計になぜ一般の町民の側から納めてもらった税金を入れなくちゃならないわけ。これ、町長の言っていること、みんなおかしいんですよ。一度ひとつ、町長、私もあんまりできるだけ言わないようにします。だから、町長もひとつ冷静になって、ご自分のこの11年ですか、今ね、やって、このご自分がやられた町政について、ひとつ検証してみてください。だから、決してうそなどは私は申し上げておりません。必ず資料と根拠に基づいて、町長にお聞きしています。いつでもという話もありますんで、やめますんで、町長、1番、2番、3番、4番それぞれきちっと答弁してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 特会の役場庁舎の繰り出しについては説明しておきます。要は当時やるときは、私は議員でおりましたが、いわゆる利子が高い、役場庁舎資金は利子が安い、このある金を払って、利子の軽減を図ってはどうかということがあって、全議員がその提案を賛成して、利子の軽減を図ったという経過が今まで続いておって、それでその特会をなくそうということで、じゃ、なくすのにはどうするんだと。特別会計をなくしたいと。なくしたいのにはどうするんだということがあって、それで役場庁舎資金を返せばいいだろうということになったら、それは県のほうの指導は、それは右のポケットから左に、あなたのお金であろうとも、そういう会計の処理では特会はできませんよ、解消はできないという指導があって、今に至っているところで間違っていない。それはお答えします。

私は言われているような不信をもたれるような町政執行はやっておりません。全て責任を負って、町民の福祉の向上、生活の安定、町づくりに全力を傾注してやっております。これが答弁です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）横領公金の早期全額回収についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 横領公金の早期全額回収について質問いたします。

このことについては、既にこの議会で何度も取り上げてきました。質問の趣旨は、町長が問題発生以来10年以上経過しているにもかかわらず、横領公金の全額回収が一向に進んでいないことであります。町長は、前町長と元職員に対し、道義上の責任と誠意として一定額の弁済を協力いたしました。一方の当事者、郵便局は、浅川町と地方自治法施行令第168条第4項及び第6項の規定に基づき、浅川町の公金の収納代理金融機関とな

り、またこの年の町指定金融機関である東邦銀行と収納代理金融機関事務取扱契約書を交わしていました。収納代理金融機関と町指定金融機関では、横領亡失公金を賠償する責任があります。町長は当該金融機関に対し、亡失公金の賠償をなぜ求めないのか、その理由を町民の前に明らかにしていただきたい。

以上、次の点についてお聞きしたいと思います。

1つ、町長は、29年12月議会で、「記憶にありませんが、過去、郵便局等の金融機関との話は何度もやっていると思います」と答弁しましたが、28年3月議会ほか何回かの議会で、「公金横領の損害について、郵便局と話をしたことはありません」と答弁しています。実際には話し合っていないのが事実だと思います。

2つ目に、町長は、20年6月議会で、「私の補填については、わたしが就任後横領された額270万円を給与の減額で対応することにしています」と答弁しましたが、実際には何年何月から何月まで幾ら返済したんでしょうか。また、給与条例の改正はいつの議会で行ったのかをお聞きしたい。

3つ目に、公金横領被害額の総計及び元職員から弁済された金額、当時現職職員が代位弁済した金額、須藤町長が給与から弁済した金額、前町長と元職員が道義上の責任として弁済した金額、その他弁済金等のそれぞれの金額と明細、未回収金額について資料により説明していただきたいと申し上げましたが、資料、依然として出てきておりません。

4つ目に、19年12月議会で、町長は、「これは完全に収納をして解決しなければならない。物の解決は、この公金横領の最終的な解決、この使われたお金を完全に収納することが解決ですから、だから、それはこれから関係する責任ある当事者もおるわけですから、この人たちとどういう協議をしてやっていくかということに今は尽きているわけです」、「ですから、議会が終わりましたら、郵便局等の皆さん方のご指摘もございましたので、それらもきちっと検証して、早急にお約束したように今年度中には県の方の県民税の納付もありますから、投げて延ばすという状況ではないんですね。これは本当に精力的に真剣に取り組んでまいり。一日も早い町民の信頼回復を願うところであります」と答弁しておりますが、この考えに今も変わりありませんか。ご答弁ください。

5つ目に、平成20年6月議会で、町長は、「昨年4月から事件が発覚しまして、年度の切れ目の3月31日ごろにはきちっと目鼻をつけたいという目標をあれするのは当たり前じゃないですか。そういう目標を掲げて努力すると言っているんですよ。その努力がならなかったというのは、一体どうなんですか。誰の責任なんですか。責任ある人がいっぱいいるじゃないですか。その人に何度も何度もそれこそお願いしたにもかかわらず、いまだなっていないということです。議会の前にもちゃんとご案内を申し上げております。議会が終わったらお会いしてお話することになっています。それが責任ある立場の道義的責任と誠意じゃないですか。それがなかったら、世の中、何なんですか。私はそういうことを申し上げたいんです」とし、町長は、前町長を初め、当時職員、元職員OBなど多くの関係者に対し、「道義的責任と誠意」を理由に代位弁済等を駆使し横領公金の回収に当たってきました。町長は、当時の幹部職員、元職員OBに対し、「責任ある人がいっぱいいるじゃないですか。その人に何度も何度もそれこそお願いしたにもかかわらず、いまだなっていないということです。責任ある立場の道義的責任と誠意じゃないですか」と、横領公金回収への協力を強制しています。しかし、一方の当事者である収納代理金融機関の郵便局、町指定金融機関の町内3行に対しては、相談も話し合いも賠償請求も全くやっていません。このことに多くの町民は、不公正な何かがあるのではとの違和感を感じています。

一方で、道義的責任、誠意も含め、浅川町と浅川町公金の取扱契約者である郵便局及び3指定金融機関とはなぜ一度も話し合いも請求もしないのか。その理由を明確に答弁していただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、各金融機関とは横領の件については話をしましたが、賠償を求める内容の話はしていないということであります。

2点目につきましては、平成20年4月1日から平成20年12月31日までの9カ月分の給料、272万8,800円を減額しました。また、条例の改正につきましては、平成20年3月議会定例会において提出し可決されました。

3点目につきましては、担当課長より答弁をいたします。

4点目につきましては、真剣に取り組んではおりますが、当事者である元職員に返済義務があり、納入のお願いをしておりますが、なかなか難しい状況であります。

5点目につきましては、以前から申し上げているとおり、弁護士と相談した結果、請求できないとの判断に基づき請求はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは3点目につきまして、私のほうから答弁をしたいと思います。

裁判で確定した実損額につきましては2,415万3,343円で、弁済額等につきましては、平成29年3月31日現在、ということは決算確定していますので、その時点での答弁をさせていただきます。元職員からの弁済額につきましては58万4,000円、代理弁済額につきましては、前町長等を含めまして、総額で1,000万1,000円です。合わせて1,058万5,000円でございます。残金につきましては、利子も含めまして1,963万208円となっております。なお、町長の給与につきましては、減額をしたため、代理弁済には含まれてはおりません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これで答弁終わりですか。なら、いいですわ。

町長、さっきうそつきだ、うそつきでない、田中がうそつきなのか、町長がうそつきなのかということいろいろやりましたけれども、町長、郵便局とは話し合いをしていないというのを町長は何回もこの議会で答えているんですよ。そういうことを言うから、私また調べてきて、いつの議会で、いつの議会で言ったでしょうという話になってしまうんだ。間違いなくそう答弁しているんですよ。だから、私言っているでしょう、さっきから。私が聞いているのは、みんな調べてきて町長に聞いているんだから、それなりにきちっとそちらも精査をして答弁を出してください。そういうことです。郵便局とは話し合いしていないと、こういうことを繰り返して言っちゃうんです。なぜ請求しないのかという話には、弁護士に聞いたら弁護士は請求できないでしょうと言ったから、だからその請求していないと、こういうことを言ってきたわけです。

それから、大変残念なのは今回も資料を出してくれない。なぜそういった資料を出したがないのかね。最初の事故金は幾らです。その後、町長、誰々、こういう方々からこれぐらい入って、現在これだけです。そこ一覧表出したら一番はっきりするでしょう。絶対、表は出さない。これやっぱり問題なんだ。これはぜひ出し

てください。

それから、町長、4つ目に言った「この公金横領の最終的な解決はこの使われたお金を完全に収納するということ」、もうみずから町長言っているんです。これはまだ完全に収納なっていないでしょう。そこで一番問題なのは、町長は言っているんです。ちょっと嫌みなんですけど、何度も何度もお願いしているにもかかわらず、この協力してくれないと。それは前町長初め、前幹部職員の話なんです。この人たちには請求書を出したり、呼んで来てもらったり、いろいろしている。そして、弁償金出させたんです。ここまで町長やったんですよ。やって悪いことじゃないです。やって当然だ。ただ、だったらなぜ郵便局と、わざわざ契約者、郵便局と、それから東邦、信金、農協、この指定金融機関と話し合い、それから賠償請求、これをしないんですか。おかしいでしょう。こういうのを不正と言うんです、不公平。片方には請求する、片方にはおとがめなし。これでは町民納得しないと思いますよ。ただ、事実関係があんまりはっきりしないからなんですけれども。議長、私、何回目でしたっけ、2回目、3回目。

○議長（円谷忠吉君） 2回。

○8番（田中重忠君） 2回、すると、あと1回あるんだね。そういうことです。ですので、私が今申し上げた点について、明快にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 1つだけ答えておきます。

話し合いはしていない、しない、そのどこかで言葉のあなたの言葉とのやり違いが出てくるのね、必ずその内容に。私はあなたに答えているのは、俺が郵便局に請求しろと、何でやらないんだと言っているから、私はそのことは郵便局とはお話ししておりませんということを答えた。

それから、じゃ、今ここで報告したということは、郵便局と話し合い何もないなんてはあり得ないでしょう。当然、郵便局だって真剣にいろんな心配をして調査にも来るし、私どもの担当者も郵便局へ行くし。どこかでその言葉でかみ合わない、極めて何か理解のできないものがあるのね。私はいつもあなたに答えているのは、何で郵便局の俺が言っているんだからやらないかと言っているから、私はあなたに言われたことはやっておりますという答えをしたんですよ。その笑ってごまかすな、そんなこと。議長、それが答弁です。あとは担当課長より答弁します。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 最初の前段については、今、町長が答弁したとおりにかなというように思っております。あとは、各金融機関のほうに請求をしないということでございますが、以前から申し上げており、弁護士とも十分相談をしました。その結果、請求はできないだろうということで請求をしていないということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） いつもながら町長の答弁にはびっくりします。町長、自分で答弁したことを会議録を開いて、副町長もいるんだから、1回調べさせてください。私がかうそのことで町長をいろいろ質問したりなんかしたら、それから私に対する批判とか抗議というのは相当来るわけですから。私はそれなりきちっと根拠を示して、そして答弁しているわけです。それはそれとして、郵便局と話し合いはしたと。ただ、田中議員に言わ

れてはしていないということ。じゃ、郵便局と話し合いした結果、その結果どういうふうになったんですか。郵便局と話し合いした結果、弁護士と相談した結果、弁護士と相談した結果は何回も聞いているから、郵便局と話し合いした結果については今まで聞いていなかったですよ。

それから、今、総務課長から指定金融機関やなんかに請求しない理由、弁護士が言ったから。それからずっと調べていったら、前のほうでその当時の監査委員とか、それから総務課長とかそういう人たちの中から、協定書がないからとか、契約書がないから請求できないんだと、そういった答弁がいっぱい出ています。ところが、実際には今もあると思うんですよ。これ毎年度、毎年度、浅川町のほうから指定金融機関を指定して、指定金融機関のほうから収納代理金融機関として郵便局と契約してくださいよと。ちゃんとそういう指示が行って、それぞれこれ契約しているんですよ。これだけの契約をして、浅川町の公金を扱っていたそういう金融機関が原因は何あれ事故が起きたわけですよ。このことについて、何の責任もない。またこのことについて、町長が何の賠償請求もしない。こんなことはあり得ないです。それは先ほどの宅造の話しなくても何かあるんですか。郵便局や指定金融機関に請求できない、何か町長はあるんですか。そう思われてもしょうがないですよ。やっぱり町政というのは町民の前にしっかりガラス張りにしていただかないと困ります。時間があれなんで、それで町長と私、さっきどっちがうそついている、うそついているとやっていましたね。もう町長とこんなこと何回やってもきりがありません。だから、私は今回の議会で町長の辞職勧告決議案を出させてもらったんです。以上、答弁を求めます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 勝手に何かあったような疑いをかけて議論をするということ自体が、全くと私と考え方も生き方も違うのね。だから、あなたは今このやりとり、辞職勧告決議案出そうが、出すまいが、それは議会の皆さん方が判断してくれることであって、自分のやったことが全て正しいんだという思い込みはやはり反省したほうがいいと思います、お互いに。それが答弁です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君。

○8番（田中重忠君） ただいまの町長の答弁は答弁になっていませんので、答弁の部分をきちっとさせてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 答弁をいたしました。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、（1）町農業の振興施策をもっと積極的に進めよの質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

国の産業の中でも基幹産業というふうに位置づけられている農業、この浅川町もやはり農業は町の基幹的なそういう産業だというふうに思います。町長もその点では同じでありますけれども、私は第5次の振興計画にあります、あさかわスマイルプランの計画の中で1から6までですか、この具体的な施策を掲げております。こういう中の主な事業として、また幾つか挙げておるわけでありましてけれども、その計画の推進が非常に遅い、

消極的だと。この時代に合っていない、一部ですね、そういうふうに考えますので、通告をいたしました。

通告は、最初にはこの具体的な施策の主な事業について、説明を答弁を願いたいと。そのうち私は、3番と4番のいわゆる農業の面での中山間地の問題や多面的機能、こういうところについては町も今、積極的に取り入れて大いにやっておるということでありまして、それを除いて私は非常に消極的だというふうに思いますので、お願いしたい。

1つ目は、この根本的な問題として、この第5次振興計画の見直しなり検討、そういうものはどのようになされておるのかという問題であります。やっぱり時代に合ったような形で、あるいは国の施策に沿った、あるいは国が廃止すれば町だけでも残そうとか、そういうこの方針なり考えなりに基づいて、きちんとした見直しが行なわれているのかどうかと。この辺のことについてまずお伺いしたい。

2番目には、この1から5までの問題で、特にこの主要産業であるこの米の受委託の問題、あるいは需給調整の推進、あるいはこの販売の問題、こういう点について、もっと積極的な施策を打ち出す必要があるのではないかと、こういうふうにするわけでありまして、例えば花火の里のブランド米、こういうものを積極的に宣伝して、そのためにはやはりこの低農薬栽培、その他の有機栽培、こういうことなんかも推進していく。こういうことも含めて、米の問題、それから持続可能な農業の実現ということであろうとっております。ここには特に私は、この浅川町の農業の特徴的な問題は、何といたってもこの米の問題、これを最重点に置くと同時にこの中山間を中心として、この畜産の問題は浅川町で欠くことのできない問題、そしてまた平たん部の野菜の問題と蔬菜の問題、こういうものに重点を置いて、計画をきちっと推進せよというふうに申し上げたいと思います。そういう中でも具体的には、この畜産なんかも今非常に子牛の値段が高いので、今のところいわゆる東京電力の賠償による牧草が支給されておる。もちろん農家が一旦全て代金を出して立てかえて購入するというような状況でありますけれども、これが終わったら、さらにこの和牛の飼育の農家が減っていくのではないかと懸念もあります。こういう粗飼料の確保なんかも含めた畜産の振興であります。

それから、いわゆる5番目の農業の6次化の問題であります。

これは交付金事業なんかの中で、いろいろ空き家なんかも利用しながら拠点づくり、サロンも含めたそういう拠点づくりをして6次化を図っていく、こういうふうな計画を明らかにしたのでありますが、これらも何ら推進されていないのではないかと、こう指摘をせざるを得ないのでありますが、その点どうなのか。

さらには、最後の都市と農村との交流の展開、グリーン・ツーリズム等の都市と農村との交流、ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しますという、こういう都市と農村との交流、今はこの国内的にも大きなこの問題がクローズアップされてきて、民泊やさまざまな状況を生かして、都市との交流、こういうものが深められ、それに伴って消費もふえていくと。こういう相乗関係があるのだと思います。具体的には、隣の鮫川村などで行っているこの交流、こういうものを町はきちっとこの重点事項に挙げているわけでありまして、何がやらないような状況にしておくことはならないと思うのであります。

参考に申し上げますと、けさ、このいろいろ交流の問題の一つにもなるかと思うんですけれども、空き家や学校の跡、校舎を使って、外国人の語学の研修場所として活用して、そしてホームステイで、けさのテレビでは台湾の方でありますから、非常に好評で、帰るときでもお互いにそのホームステイした人たちが涙を流して、また来ますというふうな、そういう光景なんかも映しまして、私はこれもこれからの農業にとって、やは

り欠くことのできないそういうものになるのではないかと。これらについても、町はもっと積極的に展開をする必要があるだろうというふうに考えますので、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目の第5次振興計画、主要施策の取り組みについては、平成30年度予算より新規事業として、農業機械等導入補助や認定新規農業者への給付金などを計上しており、引き続き農業振興に努めたいと思います。

2点目の各地区の意見としては、耕作者の高齢化、水利の便、水路等の老朽化などが多くありました。これらを踏まえて、今後の施策に生かしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、第5次振興計画の主要施策のうち、1つ目の担い手の育成・確保と受委託農業の確立でございますが、先ほど町長答弁したとおり、今回新規の事業などでこのような施策を考えたところでございます。

2番目の米の需給調整の推進につきましては、30年度についても引き続き飼料用米、加工用米等についての町の単独の助成等を行い、需給調整に努めたいと考えております。

4番目にあります持続可能な農業の実現というところにつきましては、山白石等地区における中山間地域に直接支払事業、その他平たん部でも行われています多面的機能直接支払と、それから和牛関係の肉用導入につきましても、引き続き補助制度を考えているところでございます。

6次化の検討につきましては、6次化の検討と、それからあと、都市と農村との交流の展開につきましては、現在のところ余り今までなかったわけでございますけれども、6次化につきましては当面、地方創生事業の中において、まずは取り組みたいと考えております。

グリーン・ツーリズム等の件につきましては、昨年と29年10月に石川地方において、そういったグリーン・ツーリズム推進協議会というのが発足されましたので、このようなことで今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 再質問の前に、私の通告していた2番目のことについて、私自身も今うっかり漏れまして、当局は読んでわかっておられるのでありますが、当然質問なかったから答弁はなかったと思うんですけども、この2つ目に、各行政地域で行われた人・農地プランの座談会での要望や問題点は何かと。これらに基づき、何をどのようにいつやらなければならないと考えているのですかという、このことが漏れましたので、改めてこれは答弁をお願いしたいと思います。

今、答弁があった中で、確かにことし初めて農機具の担い手に対する補助、こういうことが計上されまして、予算の提案説明の中で聞いた範囲内ではありますが、100万以上の農機具を買った場合に2分の1、最高50万の限度ということで300万でしたかね、計上したことが新しいことでありまして、これはかねてから私は視点は

若干違うんですけども、ちょうど購入したそういう農機具に補助をすべきではないのかということに従前から行っておりましたが、担い手だけじゃなくて、この事業も私はこの日本の農業の基本的な支えている層というのは兼業農家も非常に大きなウエートを占めていると思うんです。もちろん町長がおっしゃるように担い手ももちろんきちんと遂行しなければならないんですけども、その兼業農家にも波及するような、そういう補助制度として確立をしていってもらいたいものだなと。特に農機具は本当に毎年5%ぐらいずつ値上げになって、米は下がっていったり、昨年は若干上がりましたがけれども、そういう状況の中で農機具の負担というのは非常に大きな農家の負担であります。兼業の会社の勤めの所得からその農機具代を払うというのが実情になっています。ですから、そういうものに対する助成措置として、町長も30年に上げたんだと思うんですけども、兼業農家のほうにもぜひそれを波及するような方向で拡大してほしいなということ、その点まずお伺いしたいと思います。

それから畜産の問題は、これ今までやってきたような町の振興計画ではもう立ち行かなくなっているというのが現状ではないでしょうか。町長も実情は十分知っておるわけですが、やっぱりこの後継者がなかなかいない。やっている人たちが高齢化する。こういう段階の中でこの石川でどれだけ産地ありますこの浅川町でもどういうふうに今後の畜産振興を図っていくのかというのは、私は岐路に立たされているのではないかとこのように思うんです。その辺でやっぱりもっともっといろいろ座談会なんかで出たそういうものも参酌しながら、将来にわたるその浅川町における畜産の振興、こういうものをどう図ったらいいのかということを実際に考えてほしいなというふうに思うのであります。

あるいは都市と農村との交流の問題ですけども、これは石川地方でそういう協議会が発足したので、それに伴っていろいろやっていきたい。これは答弁の常道みたいになっているんです。例えばイノシシの問題、この有害獣の問題でも石川地方にそういう組織とか協議会ができないうちは動かないみたいな、そういう状況であっては私はないと思うんです。やっぱり浅川町もそういう点では、石川地方の先進となってそういう交流事業を進めていく、あるいは大学とのさまざまなこの交流なんかも含めて、幅広くそういうことをやっていくことが必要だと思うんです。これから検討しますと言うんですけども、具体的にどういふ方針なり考えを持っているのか。今の時点で伺いたいと思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、質問の2点目、答弁漏れということでしたが、先ほど町長のほうより、各地区の意見としては耕作者の高齢化、水利の便、水路等の老朽化などの意見が多くあったところでございます。それで、これらを踏まえて、今後の施策に生かしていきたいということでございます。

それから、その今回の新しい新規事業の農業と農機具、農業機械導入補助についてですが、まずは認定農業者等の担い手さんのほうから始め、兼業農家さんができるかどうか、できるようにということですが、この辺についてはさらに状況等を勘案して検討していかなければならないと思います。

それから、畜産対策につきましては、関係機関、農協さん等あるいは和牛生産者の部会の方等と意見交換をしながら進めていきたいと思っております。

都市との交流、グリーン・ツーリズム関係ですが、確かに現時点では具体的な考えは今のところありません

けれども、先ほど申しましたように今後はそういった先進的なところ、町村等とか県中農林さんとか関係団体等との協議会が発足しておりますので、それで情報を収集し、今後施策に役立てたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 答弁が非常に具体性に欠けると言わざるを得ないんですけども、やっぱり私どもは事前にこの質問の通告しております。ですから、もっと詳しく調査などをして、町長と協議しながら具体的にやっぱりこういう方向で浅川町の農業を守り、発展させていくんだと、こういうこのビジョンを私はお互いに担当課長なり役場の中でも話し合う必要があるんだと思うんです。高齢化に向けてとか、その他、後取りの問題どうのこうのというのはもう担当者でなくてももう日本の常識なんです。そして、浅川町の常識になっているんですよ。どこだってもう後継者がいない。じゃ、それに対してどういうふうに施策をしたらいいのかということになれば、浅川町でも今度その新規の就農者に対してでも150万かけるというふうなことで、手当を国のあれに準じてやるというような施策も計上したようでもありますけれども、どういうふうにこの浅川町の農業の後継ぎの問題を解決していくのかということも具体的にビジョンを持たなかったら、情熱は湧かないと思うんですよ。我が浅川町で集落ごとにも担い手をつくる、あるいは何十町歩単位にこの辺、地域的にここには2人の担い手をつくって、あとは兼業農家と一緒にこういう農業を目指す。例えば山白石の例をとりますと、米はやっぱり重要だと思うんです。ですから、主たるその畜産をどういうふうにこの稲作を守りながら、この地域で振興を図っていくのかと。こういうものを具体的に詰めていかなければ、私は積極的な施策が推進される、そういうものにつながっていかない。協議会がつくられたから、その協議会に基づいて、私らも今後の皆さん方の農協や農家の方々の意見を聞きながら進めていきたい、検討していきたい。こういうものでは、私はそういう答弁を聞くために通告しているのではなくて、もっとやっぱり積極的に推進していく。そういうビジョンを指し示しながら、しかし、30年度はこういうふうにするんだと。町長が言ったようなそういう施策も含めて、次はこういうふうにするんだという、そういう計画を具体化してほしいと思うんです。再度質問したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

この質問通告にある農業問題は、例えて言うなら、私は農業大臣になったようなつもりで答えないと、とてもじゃないが、物の解決にはつながっていきません。それで、今、農機具の100万以上に対する、認定農業者に対する限度額50万、10万ずつ10%ということで初めて入れました。それから、新規農業者に対するいわゆる助成金制度も県もやっておりますし、国もやっています。私どもの町も今新たな新規就農者の選考が成り立って、平成30年4月1日からこの方がやるようになっていますが、このこういう方が農業新規就農者として入っていただけるような、やはり農業経営の姿をつくっていただきたいなと思っているんです。

それで、なぜ農業後継者ないの。素朴な疑問だと思います。答えは自分のうちの後継者があるのか、ないのかと。それが答えだと思うんです。だから、自分のうちの農業後継者が完全に定着できるような、そういう農業経営の基本をつくるのが今の農業経営の後継者に問われている一つの原点だと思っているんです。じゃ、

うちの町の将来の農業どうするんだと。私は高齢者と後継者不足と集落はどんどん空き家になって、空き家になるということはイコール田地、田畑の耕作もできないということでありますから、私は近い将来、ここは必ず地域ごとに法人化を組織して、地域は地域で全体で守るという組織をつくっていかないと、単に50万とか100万とか認定農業者の、あるいは新規就農者に100万とか150万くれるではとてもじゃないが、これからの農業は成り立たないと思っています。私は私どもの町に求められているのは、地域の集落に法人化をつくって、そこに責任ある経営者を育てて、その周りで農業をやっている皆さんにいわゆる作業のお手伝いをいただきながら、その賃金を払えるような農業法人化の組織を立ち上げないと、私どもの町の集落はもっていかないと思います。

それとあわせて畜産ですが、畜産は非常に難しい。米づくりも難しいんであって、これは個々の経営者がどこまで専門的な技術と、あるいは情熱を持てるかなんです。畜産は誰でもできると思ったらとんでもない。少なくとも一人前になるのには3年、5年はかかりますんで、これは親元の中できちっとそれを習って、そしてそれに耐えられる、そういう後継者の精神力をつくって、初めて町の温かい援助なり補助なり奨励が役に立つんだと思うんです。ですから、地域全体がつくるよりも、まず個々が自分のうちの後継者の確保がどうなんだということを原点から始まらないと、とてもじゃないが、後継者はあるわけがないんで、その辺の師弟に対する教育が一番大切だなと思っています。

私は農業の町でありますから、農業政策には先鞭を切って、あるいは農協等々も協力しながら、できるだけ廃業にならない、経営が持続できる、そして後継者も兼業でもいいんで住みつける、そういう農村の姿をぜひ描いていきたいなど。ただ、振興計画の中には、そういうものの思い入れを組み入れることは不可能でありますんで、個々の政策の中でこれからしっかりと対応し、町民の皆さん方のご理解とご協力をいただきたいものだというのが基本的な農業政策にかかわる私の考えであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで昼食のため休憩とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4番、10番、角田勝君、（2）ミツバチや蛍などに害のある農薬を使用しないようお知らせや指導をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 件名のとおりでありますけれども、ミツバチ等については本当に自然が豊かで、しかも栄養価の高い、そういう人間にとって今はもうなくてはならない大切な食料であるというふうに思います。と同時に、蛍もこの自然界のそういう環境を守るという、そういうバロメーターとしてそういう役割を持つと

同時に、誰もが小さいときに蛍狩りをして、あのさまざまな思い出を残して、そういう心情的にもいろいろ人間に与えるそういう影響も大きなものがあると思うんです。

ただ残念ながら、近年この両方とも非常に少なくなっておまして、特にミツバチは、ここ二、三年、非常に自然、ミツバチを中心に容易でないものになってきているようであります。

今、問題になっておるのは、米つくりの大敵である、いわゆるカメムシ、これの防除にネオニコチノイド系の農薬が使われている、そういうことが世界的に明らかになりまして、これはやっぱり減らしていかなければ、自然界がミツバチも含めて容易でない自然破壊につながっていくだろうということで、これらの自粛、こういうものが生れ始めました。

特に、今までのカメムシの駆除には、人間には優しいんだけど、こういう昆虫類、自然界、そういうものには、特にミツバチなんかには非常に大きな害があるということが実証されまして、例えばその農薬の商品名はどういうものかという、私なんかも以前使ったことはあるわけでありまして、アドマイヤーとかダントツ、あるいはアクタラ、こういう殺虫剤をカメムシのために今も使っておるわけであります。

こういうことは、やっぱりみんなで力を合わせて、特に指導機関である農政関係機関、あるいは行政も、そういう害があるんだということを明らかにしながら極力減らしていく、こういうことを指導なり進める、こういうことが今、求められているのではないかと思いますので、ぜひそのための努力をしていただきたいというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

農薬の使用については、町は規制できる立場にはないと理解しておりますが、関係機関と適正な使用など、情報提供に努めて努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） こういう農薬を販売しているのは、とりわけ農協や、あるいは農業関係の店舗などが販売しているわけでありまして、被害が大きく、もうどうにもならないような状況にならないうちに、ぜひ町もできるかぎり、今、町長が言われるように農協等の関係機関と協力して、これらの状況を周知徹底して進めていただきたいと、こういうふうに思うのでありますが、現況では、これらの状況については、町のほうとしては、あるいはこういう資料とかそういうものの動き、こういうものをつかんでおいででしょうか。もしあるとすれば、ぜひ教えていただくと同時に、今、町長が言われるように、関係機関と協力して進めていただきたいというふうに思うんですが、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、現況ということで、現在浅川町の養蜂家の方は2名程度いらっしゃるようございまして、それで、カメムシ等の防除のために空中散布とかを実施しております、夏場ですが。その際には、普及所のほうに実施する主体、農協さんがなっているわけですがけれども、その方が普及所さんのほうに計画書を提出して、養蜂家の方に情報共有をし、被害のないように対応しているというようなところでございます。

町においては、直接この農薬使用については、法令上関与するところはないわけですが、当然のことながら、

農薬の適正使用等の方法、あるいはそういう情報提供については、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）住民に優しく、きちんと対応する町職員への指導を徹底することの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 住民に優しく、きちんと対する町職員への指導を徹底することということでもあります。

町職員は、公務員として全体に奉仕することが法律でも定められております。住民への対応はもちろん、優しく親切に、きちんとすること、こういうことが当然であります。例えば、挨拶一つをとってみても、やはり他の模範となるような、そういうことが求められているのではないかというふうに思います。

そこで、3つほどお伺いしたいと思います。

1つは、最近起きた出来事がありますので、それらを挙げて質問いたします。

1つは、行政区長さんが役場に來た際に、もちろん公的な形で來たわけではありますが、作業服を着て、ざつぐばらんな形で來たとしても、身分証明書を見せてくださいと、こう言われたというんです。行政区長は、お聞きしますと、きちんと町職員の、全体の職員に紹介をして、職員もそれぞれ周知徹底を図っているということも聞いたんですけれども、身分証明書を見せてくださいということは一体どういうことなのか。その区長さんは頭にきて、とんでもない役場だと、何で区長が行政連絡員、町のちゃんと辞令ももらっている区長が、行政連絡員が、役場に行って免許証などの身分を証明するものを見せなければならないのかということで、ふんまんやる方ないということをおっしゃってありました。

2つ目には、今年度幼稚園の入園申し込みをしたところ、締め切り日が過ぎたので、もうだめですとこう言われたというんです。締め切り日は1日、2日、3日過ぎたとしても、定員に満たないわけですから、例えば、一応建前上は締め切り日は過ぎたんですけれども、上司とも諮っていろいろ検討しますというような答弁ならばともかくも、だめだと言われたんだそうです。

その人は、確かに締め切り日を過ぎて、本人は回覧板なり、広報なり、そういうものをきちんと見なかったというそういう点もあったと思うのでありますが、定員に満たない、あるいは定員を超しても1人ぐらい、そういうやりくりはきちんとやるべきだと思うんですよ、町としては。あれだけのこども園をつくったわけですから、締め切り日が過ぎたからもうだめだと、こういうふうなことの対応は全く遺憾だと思います。

それから、3つ目には、後期高齢者の医療のいわゆる限度額等の問題だと思うんですが、還付金を振り込みますと、差し上げますというような通知が來ただけけれども、なかなか振り込んでいないということで問い合わせをしたり、いろいろ話を聞いたり、とにかく取ることは一生懸命だけれども、そういうきちんとした還付金なんか、逆に言えば、その人のいい方では、くれることは全く遅々として進まないような、そういう役場があるものかと、この人も厳しく否定してありました。

これは、私が最近その人から聞いたりしたことでありまして、現に起きた現象であります。こういうことが、役場の職員の対応があるということが、これはやっぱり公務員としてのあるべき姿、そういうものをきちっと徹底的に、徹底的にという言い方は語弊があらうかと思うんですが、きちんとやっぱりその職務を受け持つ上

司が、ひいて言えば町長がきちっと指導しないからこういうことが起きるのだ、これは町民がそう思うのは当然だと思うんです。

ですから、私は特に大事なのは任用した場合、いわゆるどこでも初任者教育なんていうことをやりますけれども、特に公務員は公務員法に基づいて、これらをきちんと使うわけでありますから、こういうものにとつとつて、とりわけ具体的にその模範となるようなことを、指導をやる必要があるのではないか。具体的にというのは、やっぱり高等教育を受けている、そういう職員であっても、生活の態度、あるいは応答の態度、例えば呼ばれてもきちんと聞こえるような返事をしない、あるいは応答もきちんとしていない、こういうことがあつてはならない、そういう初歩的なことをきちんと、やはり指導すべきだというふうに思うのでありますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 具体的に事案が挙がって質問されました。

私は、一方的な事案の話ですから、これの陰にある背景が一体何なんだということがわからないと、ただ簡単にはできないなというふうに思っています。

私からは、基本的な考えをお答えいたします。

私、就任以来、職員には、今言われたように全体の奉仕者として町民のために奉仕する、それは当然の責務であるように教育をしています。と同時に窓口等、あるいは受付等、町民の皆さん方が来庁された場合、どこでも挨拶の励行等については訓示でもやっていますし、朝の会、あるいは各課の会合等について、基本は挨拶から始まるということを強く言葉で訓示をし、教育をいたしております。職員も誠心誠意、私は対応しているものというふうに思っておりますが、今、事例に挙げたような問題もあるのかなど。特殊な事例等もあるかと思いますが、再度、接遇等については、職務上徹底することは当然のことであり、今後も職員の意識向上には努めてまいりたい。

ただ、窓口もいろいろな来客があります。自分の目的が何だかわからなくなって、変な言いがかりをつける方もいらっしゃいます。例えば、そういう事案ができたときは、職員が笑顔で挨拶しろと言われても、それはなかなか無理なことであつて、自分の言い分に合わないからその職員の対応が悪いという、私、そういうのがあるんですよ、事実窓口で対応してこれはまずいなと、最後には大きな声を出して不満をぶちまけていくと、こういうのもありますので、全てが職員の対応が悪いかというと、私は決してそうではない。ただ、それでも冷静に対応をする、親切に対応をする、それが基本だと思つて、今も全職員、あるいは朝の庁議の中でもいつも、もういいだろうというぐらい教育をしているつもりですが、もし、こういう事案があるとすれば、もう一度真剣に対応して教育をしていきたいなと。教育以前の問題だと思つているんですが、やっていきたいなというふうに思っています。

ここの事案についての再度の質問があれば、担当課でお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君。いい、終わり。

○10番（角田 勝君） いや、今、町長がここのあれは担当者というふうなあれがありましたけれども。

〔「再質問があれば」の声あり〕

○10番（角田 勝君） ああそうか、あればということ。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いやいや、あればって町長これ、出したもんですよね、この質問は。この具体的なあれは。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 答えます。

出しておけばであります、これは片方だけの意見ですから、事実こちらで受け取る、こういうものを出されたからには事案を検討したいと思うんです。どこの誰で、誰がどうなんだということは。多分、そういうことは私はないと思っているんですよ、これ。

前にも言ったように、行った来たの話があつて、相手がどういう、例えばですよ、私から答えになるんですが、その身分証明を出してくれというのは、単なる行政区長さんのその訪問じゃなくて、何々に対する重要な書類の提出とか、証明とかがあつて、若い職員はみんな行政区長さんの顔がわかりませんから、それではどなたですか、身分証明するものありますかというのは、ある意味では事件防止、事故防止の前提でもありますし、そういう背景がこれわからないんです。だから、もしそういう背景が、例えば各担当課に言っても、これは事実だとか、だろうとか、ではないんだと思うんです。ですが、もし必要ならばお答えをさせます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これで2回目になるね。

○議長（円谷忠吉君） 3回目。

○10番（角田 勝君） いや、3回目でないもの、今言ったのだよ。

それで私、事前に出しておいたんです。町長はそういうことはないと思っていると。私はあつた事例をこう出したんです、事前に。だから、それに基づいて調査をした結果、この問題はこうこう、この問題はこうこう、この問題はこうこうというふうに、内部で調査しているのは当たり前だし、しているものと思つてそういう答弁も質問の中にあつたわけです。

だから、ないと思つているという思い違いだけではない、思い違いをした例えば区長さん、あるいは思い違いをした幼稚園の先生の保護者、こういう人たちは、私がさっき言ったような状況で、来たときにそういうふうになつたと。それは窓口でなつたか、どこでなつたかというのは、本人もそこまでは誰とどうというふうに私は聞きませんでしたけれども、そういう事例が例えばあつたんですよ。

幼稚園の問題とかでもそうですよ、これあつたんです。これ幼稚園の、幼稚園だと思いますね、そういう問題だから、教育長にも伺いますけれども、やっぱり1日、2日、3日、4日、例えばおくれても、ほかのところに行かなくちゃならないような、そういうことがあつてはならないでしょう。町長もそう思うでしょう。何とかそれは町長だけじゃなくて、担当者の、そういう定数にもうはるかに超えているとか、事情が違うんだというようなことであれば別だと思つてすけれども。その方は、鮫川に、やむを得ずこども園に申し込みしたんですよ。だから、そういうことがあつてはならないということで、私は具体的な例を挙げたわけでありまして。

だから、その後のさまざまな補足的な町の対応もあつたかと思つて、こういう事実をきちっと調査をして答弁するのが、それは事前通告を考えても答弁ではないでしょうかと思つて。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 具体的に鮫川まで行っちゃったということになれば、極めて具体的であって、それはどこの誰だということになってきます。個人名は差し控えますが、あれは、じゃ、この経過には必ず背景があると思うんです、背景が。ただ一方的になっているのではないと思っています。しかし、私は職員にはそういう対応はないと、ないように教育していると思っていますから答えます。

じゃ、何とかわかっている範囲で答えて、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 1つ目にありました行政区長さんの件でございますけれども、この身分証明書というのちょっと私もわかりませんが、一般的に若い職員であれば、区長さん、どこの区長さんかわからない場合があると思います。その場合については、どちらの区長さんですかという聞き方はするかとは思いますが、特別いろいろな証明書を交付するわけではございませんので、総務で対応したとすれば、その辺は行き違いがあったのかなということ考えています。

その後、いろいろな区長さんと私もお会いしていますけれども、一切このような話は私のほうには入ってきておりませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 学校教育課長が答えます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今ほど町長もおっしゃったとおりなんです、背景がございます。私ども、後日この話がわかったわけなんです、具体的な話は省略したいんですけれども、お子さん何人かいらっしゃいまして、上のお子さんが従来、鮫川に上がっておりました。今回、一番下の方がこども園に上がりたいと。だけれどもリミットは過ぎていましたと。その対応の行き違いというか、そのちょっと違いがありまして、その後、私のほうで対応したんですが、鮫川に入れたいと、職場も鮫川なので、鮫川のほうの方が便利なので入れたいということで、本人とは話をしたつもりです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 後期高齢者医療の還付金の件でございましたが、うちの課では、年に4回、医療費の還付を行っております。これまで特段苦情もございませんでしたが、それでは期間が長過ぎるのではないかとということで、即刻、そこまでためないで、定期的にやるんじゃなく、なるべく早く還付に心がけるようにということで指導してきたところであります。

4カ月に1回になってしまいますので、還付が終わってからすぐにそういう該当者が発生した場合には、随分と待たせるようなことになってしまいますので、これについては改善したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それぞれ答弁がありました。

一つの区長さんのことは、確かに総務課長言うように、1回顔を見たぐらいで、それは若い職員なんかは特にわからないと思います。まして浅川町生まれでないそういう職員が今、非常にふえていますからね。だから、そういう人たちはわからないと思うんです。しかし、わからなかったら、上司と相談します、あるいは先輩に聞いて、この方はどこの区長さんで間違いはないですよと、こうやるのが当然でしょう。それが普通のやり方だと私は思うんです。

それをやらないで区長さんが怒ってしまうような、そういう対応は、私は間違っている、こう指摘しているんですよ。それは、内部で調べた結果そういうことはないということであれば、私の言っていることがうそだと言え、総務課長、裁判でも何でもなれば、証人なれる人いますよ、そういう話しするとね。

ただ、そういう人も言っているんですよ。私は区長だと言っているのに、身分証明するものを見せてくださいと、こう言われたと。そんなことないでしょう。これ事実あったから私言っているんですよ。ないというふうに総務課長は、ないだろうと思うというふうに、それは思いたいでしょう。それは何らかの行き違いが、確かにあったかもしれないよ。行き違いというか、見たこともなかった人だし、どうのこうのということはあったかもしれないけれども、そんなことよりも、私は行政区長なんだと、こう言った段階で、ちゃんとしかるべき処置するの当たり前じゃないですか。これ間違っていますか。そのことをもう一度お伺いしたい。それは事実なのであるということ強調したい。

それから、2つ目の教育課長の答弁がありました。これはいろいろ、課長言うように背景があったようであります。その後、課長も自宅に訪問して、ぜひ、浅川の締め切りは過ぎたんだけれども、きちんと入れるようにしますので、それはぜひ入ってくださいと、こういうふうに自宅で話し合いをしたそうであります。それは本当によかったなと私は思います。言ったきりで何もやらないで、あっちから来るの当たり前だみたいだに思っていたら、それこそまたこれ大変な問題だと、私は許せないというふうに思うんですけれども、今度の場合は、特にその方がすぐ近くに、すぐ近くにとってしまうとあれなんだけれども、近くに、浅川町のところにあんなに立派なこども園ができたわけだから、ぜひ幼稚園を1年でも2年でも一緒に保育してもらって、そして学校に行けると、こういうふうに思うのが親の当然な考えでしょう。当たりの考えでしょう、保護者として。そういうものをある意味では大切に、きちんと対応するということが私は必要だと思うんです。

そこで、教育課長にお尋ねしたいんですけども、これは、上司に相談してやるという、そういうこの答弁をなぜできなかったのかなと、こう思うんですけれども、その時点では課長にも何か話がなかったわけでしょうから。そういう一定の結果が出ちゃって、本人も帰宅してしまったというときに、その後手当てをしたということであろうと思いますので、その辺はどうなのでしょう。

それから、還付金の問題です。ぜひ早く心がけるようにしてください。そして、通知をもらえば、誰でもそうですけれども、1時間でも、1日でも早くお金は戻る、入ってくるというのはうれしいんですよ。それでなくても税金というのは、本当はみずから申告して、みずから納めるというふうに法の建前になっていますけれども、一般的には、これしか収入がないのにこんなに税金取られるんだと、とんでもない、取られるんだという、そういう感覚が町民の中にも大部分だと思うんです。そういうところからすれば、十分きちんと一日も早く、

年4回なら3カ月に1回でしょうけれども、通知をしたらすぐにもう届いて、何日か、二、三日過ぎればもう入金できるというふうなことにしておかないと、これはまずいと思うのでありますが、その点もぜひ心がけてほしいと思うのでありますが、それぞれ答弁をお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほども申し上げたとおり、区長さん、今26人いらっしゃいます。それで、わからない場合については、当然名前とかお聞きしたり、どちらの区長さんですかということで、行政区名等伺うかと思えます。その際に、行き違いがあったのかなということで感じております。

今後、今までも身分証明書は出してくださいということは、私のほうからは言っていないと思うんですけども、再度、職員の……

○10番（角田 勝君） 思うって、言ったこともあるの。

○総務課長（小針紀喜君） いや、言っていないと思いますよ。ただ、こういう話が出てきたということは、職員のほうにも話はしておきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。先ほども申しましたが、相違があったとは思いますが、実はこども園の申し込みにつきましては、今年度の申し込みは学校教育課、教育委員会と保健福祉課で、それぞれで申し込みをしておりました。その事務間の違いがありまして、それで今回発覚したわけなんですけど、本人にはそのようなことで、申しわけなかったということで話をして、一定の理解は得られたと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 後期高齢者医療の還付金の件でございますが、通常のこれまでの流れで、それが非常に長いというふうにお感じになられたんだと想定しております。ですから、できるだけ払い戻すものも速やかに戻すような対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「最後に町長、これらの事実、あれば答弁させるというんだけど、総まとめとして、議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の基本的なやっぱり考え、厳しくやるんだという、厳しくというか、筋持たせていくようなことを町長も言っているけれども、これらの事象は、やっぱりこれ事実あったことが今、明らかになったんです。ですから、そこは町長の最後のきちんとした答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 事実を指摘されました。しかし、いずれも背景があるということをお認めをさせていただきたいと思うんです。自分の都合を立てて物事がだめだということじゃなくて、今説明聞いたように、その背景があつて、いきさつがあつて、そういう結果になったということでもあります。しかし、これは行政を預

かる立場としての、あるいは公務員としての立場を考えれば、そんなことがなんであろうと、もっとしっかりと、親切に、丁寧に対応をし、町民の皆さん方にそういう不満が出ないように最大の努力をしていく、そういう教育を徹底してやっていきたいなと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）空き家問題にきちんと対応し、具体化すべきではないかの質問を許します。10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 空き家問題であります。

何回かほかの議員さんからも、私もしましたけれども、やっぱり難しい問題ですね。ただ、国は、県は、この空き家問題をきちっと取り組んで、地方の振興、衰退、そういうものも防ぐ、そういうものにしたいということで助成金なんかも出したり、交付金制度の中で、そういう計画を立ててやるようにというような、そういう指導もしておるわけであります。

私はそういう中で、今この浅川町が、今までに答弁してきたそういうものの中で具体的に動き出す、あるいは動き出した、そういうものは非常に少ないんです。ですから、これをぜひ具体化してほしいということで、1から3まで挙げました。

1つは、空き家の登録や、空き家における活用計画をどういうふうに進めるのかということです。

2つ目には、6次化の拠点づくり、こうすることで計画したわけではありますが、これらはどう具体的に進められたのかどうか。

3つ目には、先ほども述べましたけれども、この地方にとっては本当に頭が痛い、しかし、これからのことを考えればきちんと取り組まなければならないこの空き家問題を、根本的にどのように考え、解決し、進めていこうとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、平成28年度に調査を行い、空き家バンク登録希望者7名に登録申し込みの案内を差し上げました。そのうち1名の方から申込書が提出され、登録を行い、町のホームページにも記載したところでございます。

なお、空き家の活用につきましては、個人所有の建物のため、町が活用することは考えておりません。

2点目につきましては、旧山白石保育所かと思いますが、現在、一般社団法人において建物の改修工事を行っており、3月末に完成予定でございます。完成後につきましては、漬物加工所として利用する計画でございます。

3点目につきましては、空き家問題については、今後も空き家バンク事業の登録及び利用希望登録があれば、対応してまいりたいと考えております。いずれにしろ、個人の所有権にかかわる問題であり、簡単に前に進み、解決をつくるというような状況にはなってはおりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前回からの、一応出ないのかなと思うんですが、具体的には山白石の保育所の漬物加工所、これが活用するんだということが明らかになりました。

つい先日、日曜日に地域の人たちが後片づけをしたり、いろいろしているときに立ち会いましたけれども、これは具体的には社団法人ということで、どういう形でやられるのでしょうか。町はそういうところにどう関与していくのか。あるいは、その責任ある方々は地元の人だと思うんですが、どなたなんだろうかとこのところをお伺いしたいと思います。

と同時に、空き家バンクに登録しなければ、個人の財産なんだから何ともしようがないんだと、これが基本的な姿勢ですね、町長としての。それは確かに、個人の財産であるのは当然なんです。当然というか、言わずともみんながわかっていることであります。ただ、そういう中でも、空き家というのはやっぱり防犯上も、あるいは景観上も、あるいは地域のコミュニティー、そういうものの関係の中でも、とにかく障害となるもの、あるいは問題が起きやすい、そういう性質をはらんでいる建造物であります。

ですから、国は所有者がはっきりしなければ、きちんと道筋をつけて、町が処分してもいいんだというところまで、国は法律的に踏み込んできているんです。だから、そういうことからすると、例えば交通障害になるような空き家なんかについては、きちんと調べて、所有者と了解をもらってどうするか、処分してほしいという願いと、更地にして見通しもよくしてもらいたいとか、あるいは防犯上問題が起きたそういう建物については、こういうことが事実あった、そういうことを含めてぜひ取り払っていただきたいとか、あるいは、貸してもいいんだというような、そういう人があれば、どういう条件ならば貸すということになるのか、そういうことなんかも具体的に詰めていかなければ、私はこの問題は解決しないと思うんですよ。

どこの地域にも、この戸数、世帯の1割から2割近く空き家になっているところさえあるんです。迷惑でも東大畑だって1割以上の世帯が空き家になっているんですよ、現在、実質上の空き家になっている。こういうところをそのまま地域で片づけることも何もできないんですね。ですから、行政の力を出してもらって、いろいろ解決していくということが出てくるんだと思うんです。

だから、例えばこの空き家問題について、いろいろお困りの方があれば、あるいは問題があれば、ぜひご相談に乗ります、何月何日とか、そういうことも含めて、ぜひ具体的に進めてほしいなと、こう思うのでありますがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 先ほどの6次化の拠点として、地方創生事業の中で旧山白石保育所を農産物加工所として利用する、していくということで、一般社団法人を設立いたしました。地方創生事業の中において、先ほどの別な質問でもありましたように、移動販売車とこの漬物加工所、それから直売所等をあわせて、この一般社団法人で運営するような計画をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 空き家バンク関係でございますけれども、先ほど町長の答弁あったとおり、前に空き家バンク登録希望者ということで7件ほどございました。その7件の方々にそれぞれ個人通知を差し上げて、登録の申し込みの案内をしたところでございます。その際に1件だけ返ってきまして、売ってもいいですよということで、今現在、町のホームページのほうにも掲載はされております。また、県の宅建協会とも提携をしまして、そっちのほうにも情報を提供しているところでございます。

こういう登録がないと、売るのが、貸すのか、またその金額の面とかいろいろわかりませんので、登録さえしていただければ、私どももホームページのほうに掲載等いろいろできるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） すみません、課長、ちょっとこれ答弁漏れなんですけれども、こういう社団法人の質問しましたけれども、そういう社団法人の立ち上げは、もう既に終わって、責任者は誰で、浅川町役場はその社団法人のこういう事業の中でどういう役割を担うのかということについては、答弁がありませんでした。

再度、そこのところはお願いしたいと思うんですけれども、それから、私はバンクに登録がなければ、個人の財産だからやれないんだという、売るということだけを考えれば、そういうことになるのかと思うんですけれども、そうじゃなくて、やっぱり先ほど私言いましたけれども、総合的に考えて、やっぱり町はこの建物の調査を一定程度するとか、あの建物についてはもう危険だとか、あるいはその他の理由があって処置をしなければならぬとか、そういうことをこの空き家の調査活動、登録だけじゃなくて、やっぱり個々の問題も含めてやっていく必要があるんだろうと思うんです。そういう調査の中では、私は必ずその地域の問題や、あるいはこの空き家にした過程、背景というんですか、そういうことなんかもいろいろわかって、やっぱりその地域ではこういう問題がつながっているんだなというふうなことなんかも再認識する、そういう場にも私はなるんだと思うのでありますが、その辺はいかがでしょうか。

積極的に推し進めていただきたいと同時に、広く門戸を開いて、こういう方々に直接お話をするとか、文書を全ての方に差し上げるとかいろいろして、相談日なんかも設けたり、いろいろそういう具体的な空き家問題に対応してほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 一般社団法人等と、町の関係ですけれども、地方創生事業の一つとして小さな拠点づくり、具体的には若者定着元気高齢者総活躍づくり事業という中で、農業関係の生産物販売等、加工所の組織立ち上げ等が計画されており、その中でその運営組織として一般社団法人を設立したものです。

先ほど、別な質問でもありましたけれども、商工会、農協、町の代表が理事となった一般社団法人を設立し、その中で農産物の加工所、直売所、移動販売を運営する運びになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 以前に空き家のほうの調査をしたわけでございますけれども、その中で、先ほど話したように、7件ほどのバンク登録がありました。私どもも希望するかしないか、そういう調査のほうもしておりまして、希望する人を対象にバンク登録のほうをお知らせしたというところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）特別養護老人ホームの増設、誘致などを進め、待機者をなくす努力をすべしとの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この問題は、10番議員も重点的に取り上げて、以前にもいろいろ論議をいたしました。

1つは、この待機者、待機者というのですかね、入所のところに入所したいと思ってできない、そういう人は浅川町でも51人いるということが明らかになりました。石川郡では300人に近い296人、こういう方々の入所を1日も早くできるような、そういう施設の設置が求められていると思うんです。

私は、この介護保険を毎年毎年納めていて、そして、いざその年になって、この施設に入りたいと言っても入るところがないなんて、断れてしまうなんていうのは、私は言葉を変えれば国家的な詐欺だと私は思うんですよ。毎年毎年、年金天引き、あるいはさまざまな形での負担をし、いざ自分で入ろうと、その介護保険を利用して入ろうと思ったところがないなんて、これとんでもない話だと私は思っているんです。

そういう観点も私は持っているんですが、町長は今までのこの質問に対して、町村会を通じていろいろ共通認識を持つために頑張っているというようなことが答弁でありました。るる、その辺の経過も答弁にあったわけではありますが、これはもう何としても町長、石川の福祉会で具体的には増設をするという、そういう面で、なお一層頑張ってほしい。特に、平田村ではもう、役場の跡地というようなことで、広い土地があって、ぜひつくってほしいというふうな首長あるいは村民の願いもあって、つくりたいと言っているのにもかかわらず具体的ににならない。将来の運営が赤字になって、とても容易でないというようなものになってしまうのではないのかなというのが、一番のやっぱり問題点だと思うんです。しかし、5町村が力を合わせて、この福祉会にいろいろな形で負担のためにも努力してきたわけですから、そういうことをやれば、私はすぐにでもできるのではないかと、この平田で。この辺の問題は、その後石川地方、町村会や石川地方の社会福祉協議会、法人等ではどうなっておるのか、お伺いしたいと思うんです。

2つ目には、山小、里小が来年の3月いっぱい閉鎖されます。その学校の跡、こういうものにぜひ一つの提案としては、老人関連、高齢者関連施設の利用と、こういうこともぜひ誘致運動というか、誘致活動をしてほしいという声があります。

具体的には、古殿の学校を使って施設ができ上がって、町と契約を結んで、今入所しておりますが、その契約の基本は、土地は法人に貸すと、やる人に貸す、そして建物は贈与すると、こういうふうなことだそうです。そして、その後が私は非常にいいなと思うんですけれども、特別養護老人ホーム並みの、あるいはそれ以下の利用料で入るようにすることが条件だと、そういう附帯条件をつけて、了解をしてもらって、あそこに、小学校の跡に建設して利用しているという状況があるんです。

ぜひ、これは私もこういう形で、例えば全国の関連施設に、ホームページなんかもそうですけれどもPRをして、積極的にそういうことを図るべきではないのかなということが一つであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、介護施設については、十分に認識しております。石川福祉会から特別養護老人ホームの増設については聞いておりませんが、今後とも検討してまいりたいと思っておりますけれども、町村会としての認識の共通点は見当たりません。特に、今この質問の中にあります平田村、石川福祉会でだめなら違う方法を考えなくてはと村長も考えているとの話であり、住民に優しい特老をぜひ増設するよう努力をとありますが、私はこの平田の村長とか、平田の話は全く聞いておりません。ただ、最近この平田の話で、私は情報として聞

いておるのは、現在の村役場の跡地には、幼保一体化施設の建設に用地を選定しているということの話は伺いましたが、その地に特老を建設するという話は、私は全く聞いておりません。

あと、町村会の中で、今話がたびたび出るも、一つの重要問題として出てきますのは、いわゆるこれは特養の増設であります。特に私も今質問の中にもありましたように、五十何名かの待機者があり、あるいは郡内では290人近い待機者がある、これらの待機者の処理をどうするかということで、福祉会にもいろいろお話をしていますが、現在の福祉会の理事会、あるいは福祉会としての見解は、現在は全くそういう考えは持っていないと。ただ、町村会のほうでも、全体、5町村が新たな施設をつくるということの共通認識にはまだまだ至っておりませんので、今後の課題だと思います。ただ、私はできるだけそういう施設は、どこの場所であれ、将来的には必要なのかなという思いで、今後も事あるたびに、推進の役割としてお話をしてみたいというふうに思っておるところであります。

それから、先ほども申し上げましたが、学校の跡地の対策は、まだ子供たちもいますし、ここで具体的にどうこうというような問題ではありません。前回の議会でも申し上げましたように、これ町当局とか執行者のみならず、議員全員の皆さん方にもいろいろと提言をいただいて、あるいは各方部にもこういう廃校の利用の仕方等がありますので、私どもの町にそういう使い方がもしあって、できるならばその利用の方法をいい方向で残していきたいというのが、今現在の考え方でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは、町長がそういう認識を持って、増設の方向で努力をしているということであれば、町の議会も本当にこぞって、石川地方の福祉会にそういう陳情なり、要請なり、そういうものを私はする必要のあるのかなと、ちょっと今考えました。やっぱり町長のほうも認識しているように、多くの待機者を減らしていく、あるいはゼロにしていく、そういう方向をきちんと対処するように、なお一層の努力を町長にあってはしていただきたい。とりわけ、石川地方の町長の中ではベテラン町長でありますから、そういう意見が私は重いものだというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいということは言っておきたいと思ひます。

2番目の学校の跡地については、私は町長からもそういう答弁がありましたので、るる提案なり、問題意識なり等を出して、考えていただきたいかなというふうに思ひます。やっぱり一つは、先ほど言った高齢者福祉の施設、こういうものとして考えていただきたいということもあります。それから、また、高齢者のいわゆる共同住宅、これは例えばこの辺だけじゃなくて、東日本全部に呼びかけて、あそこを高齢者の住宅に、希望があればもう改装してやるというぐらいの、そういう高齢者住宅の共同住宅、こういうことなんかもどうかと。あるいは、大学と提携して研究室や合宿所、あるいは保養所、こういうことにも私は活用してはどうかと。さらには、私はこれ身近ながん研総合病院の職員の研修所、あるいは職員の保養所、あるいはがん研のさまざまな研修施設、研究施設、こういうものなどで活用できないかどうか、これも私は一定の価値があるのではないかなというふうに思ひます。

ぜひ、長く放置して、もう鉄骨が赤さびでどうしようもないなんていう状況が生まれぬ、そういう時期に、これらの利用を考えてもらうということが私も肝要かと思ひます。とすれば、町長が今言っているように、と

にかく現に授業をしているんだし、どうのこうのということはありませんけれども、早いにこしたことは私はないと思うんです。例えば、全国の大学にそういうものを、私よくその辺コンピューターわからないんですけども、コンピューターを通じて、ホームページを大きくしてずっと宣伝するとか、研究所、がん研、がん研なんかは直接乗り込んでいろいろ話する必要があるだろうと思うんですけども、そういうことを具体的に進めてほしいなど、こう思うのでありますが、町長、最後にお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 特老の増設を初め、今言われたいろいろな案件についても、まず一つは全てが財政の裏づけが必要になってきます。私も町の財政の中で、そういう財政を賄うことが可能かどうかというのが一つ大きな課題、それが最大の入り口の課題だと思います。これらが何をやるにしても裏づけとしてとれる、やれるということが前提。

もう一つは、地域の皆さんがどこまで理解をさせていただいて、それをお認めしてくれるかということが、第2の大きな山だと思っています。だからそういうものも、言うは易しくであります、実際に行うとなると、背景は非常に重いものがあるということをお心おさめて、その仕事等に取り組まなければ、覚悟を決めて取り組まないと結論は出ないのかなと、そういう思いをいたしております。

それから、前に戻りますが、特老の問題は、5町村いろいろその財政負担の問題が個々の問題として抱えておりますので、これらの問題が、みんな理解していいだろうということになるのには、福祉会が立ち上がっても、5町村の財政的な裏づけ等々の協力が無いと前に進まないと思っていますので、こういうものの共通認識をみんなで現況をよく知り、わかって、こうじゃないとまずいぞということになるように、私も最大に努力をしてみたいなというふうには思っています。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

次に、（6）温故知新、町内の名所、旧跡めぐりツアーを計画し実行をの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この名所旧跡等のツアーというのですか、めぐり、こういうことについては、私以前にも、ずっと以前ですけれども質問したことがあるんですけども、いまだに実現はしていないんです。

ただ、公民館事業として、これらと似たような、そういう事業もあるんだというふうなことをちょっとお聞きしたことがあるんですけども、私としては、やっぱり古きを訪ねて、そして新しきを知るというんですか、こういうことわざがあるように、この浅川町、ふるさとに各町民が、住んでいる人が誇りを持てるようなそういうことを、言いかえれば町のよさを知って誇りを持ってもらう、こういうふうなことが、私は非常に大切だと思っております。

米寿の方のお話では、この浅川町は静かでよい町だと、こういうのが、もうほとんどの人が話していますが、私はそこにプラス浅川にある名所旧跡、そして自然、こういうものをめぐることなんかも含めて、そういうことをさらに詳しくそれぞれが知って、住民一人一人が胸張って宣伝できるような、そういう町づくりにしていきたいと私は、いかなければならないのではないかとこのように思うんです。

そういう点で、これらの計画、実行、これらをしてほしいというものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

平成30年度の公民館事業の各種講座の一つとして、町の文化財をめぐる講座を計画しており、その中で実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長からありました。非常に私、大賛成でありまして、ぜひこのことを成功させてほしいと思います。同時に、町外の人も、喜んでそういうツアーに参画できるような、そういう試みも、1年に1回ぐらいは、福島県内にいろいろ宣伝の方法ありますね。福島めぐりとか、三十三観音めぐりとかいろいろ会津は、県中は県中で、県南は県南でそれぞれの観光パンフレットなんか発行するんですね。窓口に行くと、必ずそういうものがあります。浅川町は、ミイラ様、城山、がん研、がん研というか吉田富三記念館、こういうものが紹介されているのは通例ですけれども、私はそのほかにもさまざまなものを発掘しながら、浅川町の文化財ということでのパンフレットもあります。こういうものを活用しながら、ぜひ成功してほしいと同時に、町外の方にもぜひPRをできるような、そういうものとしてもやってほしいなど、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 町外の方につきましては、石川地方観光誘客実行委員会という組織があり、平成26年度からバスツアー等、町外の方を対象に実施はしてまいりました。

石川地方ですので、浅川町によるところについては、即身仏と城山等に今まではなっておりました。今後、そのようなツアーを計画するためには、予算と、それからツアー実施者等の関係がありますので、今後、研究して、町単独で実施するという点については、いろいろ研究していきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ぜひ、そういうことで検討してほしいと思うんですけども、やっぱり町がそういうことを積極的にやるんだという意思を固めない、やっぱりだめだと思うんです。本当に浅川町のそういう名所旧跡が文化財で、私パンフレットを持ってきませんでしたけれども、数多くある、立て札も立っている、こういうことすら住民の方々はわからないんです。うちの近くに立った立て札を見て、この神社はこういうことなのかと、さらに認識を新たにしたいという地元の人の話も聞きましたけれども、ぜひ、こういうことを実行してほしい。そして、花火の里と同時に、これらの浅川町のよさというんですか、そういうもののPRと住民の共通認識にして誇りを持てるような、そういう町づくりを進めてほしいというふうに、さらに深めていただきたいということを要望して終わります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）農業施設用地と非農用地指定の固定資産税の減額評価はなされているのかの質問を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農業用施設の問題が1つです。これは、数年前の法律改正によって、農業用施設の宅地は、宅地並み課税をしないという、そういう軽減することが法律で変わったわけでありまして。そのこ

とについてなのであります。

実際は、この浅川町も土台がしっかりしてきちんとしたものであれば、これはもう固定資産、宅地をもらうのは当然だというふうな、前にはそういうことが言われたような気がしますが、法律では、農業用地として農業用施設が立つところについては、いわゆる宅地並み課税はしないということができるということになったということでありますので、その点の適用の問題です。

この法律の改正によって、浅川町は、実際軽減された方、免除された方、そういう方々の人数や筆数、金額、こういうものがいかにほどになっているのかということであります。

2つ目は、今までに非農用地設定を浅川町の農業委員会から通知が来て、設定されたのが非常に多く出ています。私のうちにも来ましたが、そういう非農用地の設定をした際にも、水田とか畑の農地から、いわゆる非農用地ですから農用地でない、山林、原野、雑地、こういうものに自然と現状が変わるわけです。それに伴って固定資産税が当然安くなるのは当たり前だと思うんです。山林、原野のような形で軽減されたと私は思うのでありますが、29年度中に農用地から非農用地となった筆数と総面積は幾らなのか、それで減額された総額は、地目別にどういうふうになっておるのかということであります。1月1日付が固定資産の評価の日でありますから、29年度中に非農用地になったそれらの問題であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目につきましては、農業用施設用地の課税については、用途区分変更及び農地転用等により、その都度異動処理をし、1月1日が課税の基準日となっておりますので、異動後の地目で翌年度から課税をしております。

2点目につきましては、農業委員会で非農地と判断された筆数と面積は、田、約1,500筆で69万4,000平米、畑、約3,100筆で178万9,000平米、非農地となった土地の評価額については、平成30年度はまだ決定されていません。また、地域によって山林、雑種地及び原野の評価額がまちまちであるため、減額される額の計算は厳しいと思われます。

今年の5月以降、お手元に届く平成30年度の固定資産税明細書の評価額と平成29年度の評価額を比較すると、対象農地の減額分を確認することができると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、農業施設の問題ですが、農業施設がそのような宅地並み課税ではない、そういうものとして処置できるという法律改正はいつだったんですか。そして、それはこの譲渡区分、あるいはこの異動、登記上そういうふうにしなくてはならないということではないんですね。農業用施設が建てられているものについては、この農業用施設としてのそういうものが確認される場合には、いわゆる農地並み課税と、こういうふうにして敷地にです、なるということなんです。建物は、もちろん固定資産税がそのまま入ると思うんですけれども、その敷地については軽減されるということになったわけでありますが、そのな

った年月と、そういうことによれば登記上移っていたり、地目を変換しなければならないんだというようなことではなくなったんですね。だからこそ私は質問しているわけでありまして。登記上、法律上、移転されれば、それは当然そういうふうになるのは当たり前なんです。

それから、2番目は、いわゆる面積からしても、すごい非農用地設定がされているんですよ。浅川町の全農地がおよそ1,200町歩ですから、もうそういうものからしたら大変なあれです、6万9,000ということは、6町9反ですか、片方からにすればもう7町歩近い、そういう指定がもう既にされたんですね。30年になってからも、そういう非農用地設定の通知が出されてきています。

ですから、29年の数字がつかめないということ、私はない、それは筆数ではこういうふうになっているんだということが報告されたわけでありまして、土地の評価が今つかめないんだというようなことは、私は理屈上成り立たないと思うんです。29年度にもう非農用地設定されたわけですから、それから時間があるわけだし、1月1日付でそれらの計算がされているわけですから、どういう動きになっているのかは、5月の切符が出てから比較したらわかるでしょうと、こういうふうな答弁では、私はないと思うのであります。

ですから、改めてこの評価が1月1日付になされたその減額、あるいはその数字、そういうものがどういふふうになっているのかということを再度お尋ねしたいと思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 制度のほうは、ちょっと農業委員会のほうになるかと思うんですが、2番目の非農地になった分の件についてお答えしたいと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたが、評価額につきましては、その地域によって、また農地によってそれぞれ評価額が違いますので、集計することは、今の時点ではちょっと難しいかと。総数で約4,600筆ございまして。それを対象して、この農地の変更される前の評価額が幾ら、その後の、1月1日以降の、今その評価に、新しい年度の課税に向けて処理している最中でもありますし、その対比をするということが、ちょっと今の時点では難しいかと思っておりますので、先ほどのような答弁となったわけでありまして。

ちょっとざっくりというか、5月以降お手元に届くもので、それぞれの方に、この田んぼが雑種地になりますよとか、山林になりますよという通知が届いていると思っておりますので、そのお手元に届いた明細のほうで、対象農用地の比較をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） こちら、農地法上の話にはなりますが、農業用施設があつて、その施設の内部で耕作が行われているということであれば、農地にはなります。なので、農地課税ということになっております。それ以外で耕作が行われていない場合について、宅地ではないということで、その法律の改正ということについては、課税側のほうではないので、こちらのほうではちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 税務課長から答弁ありました。確かに、この時間的な、そういう制約を考えれば、こ

ういう数字もまだ出ないのかなと。ましてや今、申告の最中でありますから。ただ、一定の期間、5月の切符が行けば、わかると思いますから、比較すればわかると思います。これはそのとおりでと思うんです。

では、その時点になって、いわゆる評価で納入額を決めるわけですから、その時点に至れば、もう今はパソコンで、ボタン2つか3つ押せば、ぱっと出てくるわけでしょう。非農用地の混ざったやつと、非農用地でない畑、その課税の評価額は幾ら幾ら、総額としては幾ら幾ら、あなたのところから幾ら、こっちは幾ら、総額にして浅川町では、前の100万に比べて90万になったとか、これはすぐ出るでしょう、そういう数字は。その時点でぜひご説明をいただきたいということを、それは猶予しておきたいと思います。

それから、農政課長の答弁ですけれども、そういう税法の改正があったということは、これ税務課でなければわかりませんか。これ、何年前にあったんですよね。それは施設の中で農作物をつくってれば、それはもう当たり前のことでしょう。そうじゃなくて、農用地として、例えば畜舎とか、全くわら小屋とか、農機具入れとか、そういうところもこの適用の範囲に入っているということです。だから、そういうこの変化は、私も資料があったんですけれども、何かちょっと紛失しましたけれども、数年前に変わったんです、税制の改正によって。だからそれを適用するかどうかというのは、その農地の造成費がどうのこうの、こういうふうなことで、一定の制約はあるんです。しかし、そうでなくて、やっぱり農業用施設として使っているそういう農地の上ももとは農地としてつくったやつがつくられたということであれば、例えば農業用施設なんかは、申請なんかは出さないですよ。牛小屋つくったり、乾燥場つくったり、農機具置き場つくったりなんか。

だから、そういうところについて、どう考えているのかということでありますから、必ず私は評価額が大きく減ぜられて、減税につながると、節税というのですか、というふうに私は思うんですけれども、そこらへんはどうですかね。そういうふうになるでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 農地法が改正になりまして……

〔「いや、税法」の声あり〕

○税務課長（菊池三重子君） それに基づいて、その改正をしてくださいということ、改正をするということになれば、その農地法に基づいて町の条例等も改正になります。今のところ、浅川町の農業用施設用地の地目等、ちょっと何筆か調べてみたんですが、農地のままの評価になっているものがほとんどでありました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、9番、上野信直君、（1）がん検診の有料化をやめて受診率を上げ、県からの支援金増を図るべきの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） お尋ねします。

がん検診の有料化をやめて受診率を上げ、町民の健康を守ると同時に、国保への県支援金をふやすべきではないかという観点から、3点お尋ねをします。

1点目です。胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診が各500円の有料とされ、男女とも最大1,500円が新たに必要となった昨年の集団検診は、受診率で前年度と比べ3%減ったと10月の議会全員協

議会で報告されました。ただ、この3%ほうは、今後、医療機関で受診する方だと思うということで、最終的には有料化しても受診率は下がらないという認識のように聞こえました。

そこで、その後、集団検診を受けなかったこの3%の方は、医療機関で検診を受けているのかどうか伺いたいと思います。

2点目です。有料化した理由が聞くたびに違っています。最初の9月議会では、どこもお金を取っているから、浅川町も取るというものでありました。当然、厳しい批判が噴出したので、その次の議会全員協議会では、持続可能な健診制度にするためだと変わりました。しかし、追及したら、有料化して減る町の負担は、わずかに総額190万円で、これもこじつけだということが明らかになりました。

そして、昨年12月議会では、2次健診の受診者が少ないので、有料化して、自分の健康は自分で守るという意識を向上させるためだということが言われ出しました。そこで、今年度有料化して、2次健診の受診率は顕著に向上したのかどうか伺いたいと思います。

3点目です。吉田富三博士生誕の町として、がん検診のハードルを上げる有料化は、町民の健康を守るという点からも、浅川町らしい町づくりという点からも、重大な間違いだと思います。国保の運営主体が県になる新年度から、特定健診の受診率向上は、県からの支援金の評価対象となると報じられております。がん検診の有料化をやめ、受診率を向上させ、県からの支援金の増を図るべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、総合健診を受診せず、医療機関での施設検診を対象とした280名の方に通知をしたところですが、受診者は8人でした。受診率は確定値ではありませんが、集団検診、人間ドック、施設検診の受診者、合わせまして586人となっており、現段階での受診率は53.3%と対前年度1.2%減少しておりますが、ほぼ平年並みとなっております。

2点目ですが、検診を受け、何らかの異常があり、要精検の該当になった方が精密検査のため医療機関を受診する場合を2次検診といいます。特定健診、がん検診を受診する方に、一部負担金をお願いすることにより、検診に対して無駄にしないという自覚を持ってもらうことで、2次検診の受診、治療につなげることが重症化予防、医療費の適正化が図られるものですが、一朝一夕に受診率が伸びるものではありません。

3点目のおただしの点は、保険者努力支援制度による医療費の適正化に向けた取り組み結果に対する交付金のことであると考えますが、この制度の交付金の算定では、がん検診や特定健診等の受診率向上等も交付額の算定とされます。受診率の支援金の増額対象とするためには、特定健診では高い受診率が必要であり、がん検診においても同様であります。適正な受診、特定健診等の重複受診の防止による医療費の適正化を図ることも必要であると考えております。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の説明が、有料化した昨年の受診者は3%減ったと。その3%というのは280人で、その方々に通知をしたんだけど、医療機関での受診者は、わずかに8人だったということですよ。

課長は協議会での答弁の中で、この3%、つまり280人の方は、後で医療機関で受診されるだろうと、こういうふうに述べたんですけれども、全く見込み違いだったと、私が予想したとおりだったということは明らかになったと思います。

後段の部分は、何を言っているのかよくわからなかったんですけれども、結局、有料化して受診率は下がったと、これは動かしがたい事実だと思うんですけれども、再度確認をしたいと思います。

2点目、有料化の理由として挙げた、2次検診の受診率が上がっていくだろうと、こういう見込みだったんですけれども、これも全く上がらなかったということは、これまでの経過で明らかになったと思います。つまり、有料化は受診率を下げたけれども、2次検診の受診率を上げるというような効果はなかったと、ほとんど効果がなかった、こういう結果がこれまでの経過で明らかになったのではないのでしょうか。であれば、やはり、がん検診の有料化は、もう撤回をして、以前のようにお金を払わなくても受診できるように広げていただきたい。

私、会議録を見ていたら、500円ぐらい上がっても大したことはないでしょうという意見もあったみたいなのも答弁でありましたけれども、確かにそういう人もいるでしょう、500円ぐらい問題じゃないという人も。でも、1日の食費を含めて生活費が500円で生活している人もいますよ。そういう人たちは、現にがん検診受けないと、こういうふうになっているんです。

だから、町はそういう人たちの方向を見て、私は行政運営をすべきだろうと、見る方向が間違っている、こういうふうに強く言いたいと思います。

今言ったように、何の効果もない、このがん検診の有料化、これはもうやめて、新年度になったら一般健診の受診率が上がれば、県は支援金を多くあげますよと言っているわけですから、この機会に支援金をいっぱいもらえるように、無料化に戻して受診率上げたらどうですか。それが町民のためでもあるし、町の財政にとってもいいことだというふうに思うんです。改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、お答えいたします。

1点目でございますが、集団検診の受診率の件につきましては、介護保険計画の事業計画の中にもございますが、21ページのところに記載しております。今年度、586人の53.3%ということで、前年より1.2%、現在のところ下がったところですが、今後、まだもう少し伸びることも想定されております。9月に検診が行われ、11月に結果が通知されます。その中で、その後、医療機関を受診しますので、今、検診結果が返ってきている方もおまして、きょうの段階ですと588名、率については53.5%でございます。

ただ、特定健診の率については、毎年変動がございまして、昨年と比較すると、確かに下がったところではございますが、平成27年度では52.4%でございます。ですから、通常の平年並みの受診率だという判断をしているところであります。

次に、施設検診の方の受診については8人ということでありましたが、本日段階では10の方が受診しております。

それから、特定健診を受けた後の精密検査の該当になった方につきましては、平成27年度で315人、受診者が122人で、受診率は38.7%でございます。28年度にいきますと、精密検査の該当者、対象となった方が294名、

受診者が126名、42.9%の受診率となっております。本年度におきましては、検査該当者が285名、受診者が114名、受診率が40.0%となっております。またこの精密検査の2次検診を受けた方の結果はがきについては、これからも随時来るのかなと思っておりますが、今のところ40.0%ということですので、平年並みだというふうに判断しております。

特に、いろいろこれまで、さまざまにお話をしてまいりましたが、特にもう一つ別な見方からすると、費用についての考え方もあるかと思えます。国保の特定健診該当者については、その費用については補助金以外の部分については、税金で賄うということも一つ着目していかなきゃならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何か、本当に何ていうのかな、本当に町民の健康を守っていかうという気があるんですか。数字的にも、今ずらずら聞いていたら、低い時期と比べたら高いじゃないかという、そういう話じゃないですか。私、そんな保健行政はないと思いますよ。現に、一番身近な昨年と比べたら、受診率だって下がっているでしょう。何か2つ数字を言ったので、私よくわからないんですけども、最初の話では、去年よりも280人減っているよと、受診者が。課長は協議会のときに、この人たちは医療機関でも受診できるようになったので、医療機関で受ける人だろうと思っていると。だから、最終的には減らないだろうと、こういう認識をあらわすような話をされたんですよ。でも、今聞いたら、受診者は今まで、これまで結果はつきりしたのは8人だというじゃないですか。12月までの結果だとしたって、10、11、12、1、2、3、もう半分もう期間が過ぎているのに、わずかに8人。これからあと272人が、ここからだと医療機関で受診しましたと、こういう結果報告が来るんですか。何か、これから来るみたいな話をしているけれども、そんな非常識な答弁しないでくださいよ。

それから、2次検診の話です。2次検診も低い時期と比べたら上がっていると、こういうような話です。何で昨年は42.9%だった、でもことしは40.0%に下がってしまった、期待していた2次検診、有料化すれば2次検診の受診者はふえるだろうと思っていたけれども、そういう効果はありませんでしたと、何でそう素直に言えないんですか。

何かもう、この有料化を何としても守ろう、守ろうと、そういう姿勢に終始立っている、そういうふうにしかならないですよ。これまでの経過を客観的に見たらば、これは町民にとってよくなかったわということが明らかじゃありませんか。おまけに今、最後に言ったのは、今度はこれ4つ目の理由になるんですかね、ほかの町もやっているから、検診制度を維持するため、2次検診の受診率を向上させるため、今度は4つ目の理由として、補助金以外にも税金を使って検診をやっているから、だから有料化するんだ。町民の検診のために税金を使うのが、まるでもったいないようなそんな話ですけども、検診を徹底すれば、早期発見、早期治療で町の医療費支出が減るでしょう。何でそういう見地に立てないんですか、保健行政を担当している人が。

私、本当に聞いていて情けない。町長、詳しくはいいですから、これまでの経過を踏まえて、まだ期間があるわけですから、新年度の検診までは、ぜひ再検討してください、これまでの数字をしっかりと見て。その点についての考えだけ伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 昨年から始まって、ことしいわゆる初年度であります。ただ、国の保険制度も変わって、私、余り知識がなかったんですが、県の支援金も制度改正でもらえる、ふえればふえただけ戻ってくると、こういうお話。これ、事務方とよく事実なのかどうか協議したいと思うんです。それが本当なら、私のほうが有料にして支払ったものが、国保の被保険者、あるいは保険者が変わることによって、いわゆる特定健診の今までの受診料の有料が、その実績によって戻ってくると。だから全く話は変わります。

こういうものを一つよく検討して、時間をいただきたいなど、今思います。これからどうするかはともかくとして、新たな県の保険者になることによって、この支援金が有料検診でやったものが戻るんだよということになると、私ども何も有料とっている必要は全くなくなるという、条件が解除されるわけですから、この辺を少し研究といいますか、勉強させていただきたいなどということを引き上げおきたいなと思っています。その結果によってどうするかは、おのずから出てくるんだと考えます。

○議長（円谷忠吉君） ここで3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順5、9番、上野信直君、（2）町からの補助金額が妥当かどうか補助金交付団体に対するチェックは十分かの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 特に具体的な疑義があつての質問ではございませんので、あらかじめ申し上げておきます。

毎年、町から多くの団体に補助金あるいはそれに類するお金が交付されております。新年度予算にも、数十万円から数百万円という補助金等が数多く計上されております。これのうち特に、継続的な補助金、毎年同じような額を計上しているケースについて、本当にその額が適当なのかどうか、十分チェックされて決定しているのでしょうか。町の想定外に使用され、税金の無駄遣いになるようなことがあつてはならないという見地から、以下の3点についてお伺いをします。

1点目です。補助金額の決定は、具体的にどのようになされているのか伺います。

2点目です。補助金額が妥当かどうかのチェックはどのように行っているのか伺います。

3点目は、監査についてです。補助金の範囲内で、その団体に対する町の監査は及ぶのでしょうか。及ぶとすれば、過去に実施したことはあるのでしょうか。また、現在は実施されているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをします。

1点目については、浅川町補助金交付規則等の規定により、補助金交付申請書の提出を受け、申請内容を審査し、補助金交付の決定を行っております。

2点目については、事業完了後に、実績報告書に収支決算書を添えて提出があり、各課等において内容を確認をいたしております。

3点目につきましては、監査委員による補助団体への監査は、毎年決算審査時に担当課により提出のあった全ての補助事業実績報告書により監査を実施いたしております。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、3点目の、過去、町がその団体に対して、補助金を受けている団体に対して監査を実施したことはあるのか、現在は実施をされているのかという点についてはお答えがありませんでしたので、その部分をお答えをいただきたいというふうに思います。

それで、1点目ですけれども、団体からの補助金の申請の内容を審査して決定をしているということであり、そして、2点目ですが、実績報告を報告書も上げてもらって、収支決算書もつけてもらって、それに基づいてチェックをしていると、こういうような絡みになっていると思うんです。

1点目も2点目も、やはり向こうの、補助金を受けている団体の報告、これに基づいて町が判断しているわけであり、その報告が本当に正しいのか、これをやはり町民の税金を預かるものとしてはチェックをしなければならないというふうに思うんです。毎年毎年、補助金交付団体の言うとおりに出しているという状況では、これはまずいと思うんです。そういうことを防ぐために、どのような対応をされているんですか。その実績報告書を出してもらって収支決算書をつけてもらう以外に、その申し出が本当に本当なのかということもやはりチェックしないとならないと思うんです。その辺については、どういうふうにやられているのか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません。順序逆になるかと思いますが、1点目、2点目の関係でございます。

申し込む団体から申請なり実績報告が出てきます。それらについては、適宜各課等で判断をしているところかと思っております。実績報告に関しては、領収書等の写しとか、その辺もついてきますので、そういうやつで確認ができていかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） 3点目につきましては、監査委員の関係でございます。私のほうから答弁をしたいと思います。

町長答弁にもありましたように、監査委員の監査についてですが、監査委員の監査につきましては、毎年、決算審査を実施しております。3日間をかけて、全部の課から出てきました書類を監査しております。その中には、前年度の補助金の実績報告書も全て入っております。それらを全て監査委員が監査をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点目の、私が聞きたかったのは、その補助金を受けている団体のところに行って監査をしたことはあるんですか、できるんですか、やったことはあるんですか、今はやっているんですかという質問なんです。そのところをお答えをいただきたいというふうに思います。

領収書等の写しがついてくるので、それでチェックをしていると。本当にそういうことだけで十分なんでしょうか。だって、領収書って、これまでもさまざまな事件起きていますけれども、意外と事実と違う領収書をつくるというのは簡単にできるようですよね。ですから、やはり公金を預かるものとしては、そういう点も念頭に置きながら、疑ってかかれと言っているわけじゃないですよ、ですけども、やはりきちんと厳しいチェックを時々入ると。まあ、私ざっと見たらば、たくさんの補助金交付団体があるので、これを毎年全部厳しくチェックしろなんて言ったら、これはとてもとてもできる話じゃないですけども、大きなところは何年に一遍かローテーションを組んで、実際に補助金交付団体のところ行って、具体的にどういうふうに使っていますかというふうなことのチェックも、これは必要なんじゃないでしょうか。そういうことのお考えはないですか。

それから、例えば通帳、補助金を受ける恐らく特別な通帳をつくっているんだと思うんですけども、一般の通帳とは別に、そういうものもきちんとついているのかどうか見せてもらうとか、あるいは通帳の写しを出してもらうとか、こういういろいろやり方はあると思うんですけども、そういうことで、とりわけ大きな補助金の団体については、ちゃんとした文書、向こうから出てきた文書だけのチェックではなくて、こちらから出向いて行って厳しいチェックもすると、こういうことも間違いを予防する意味では必要なんではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 大きな補助金、小さな補助金、大変な数があります。あるいは団体でも、1つの団体ではなくて、その団体に所属する団体等にまた各個分配される、そういう補助金もある。公民館事業のように社会教育にかかわる小さいものもあるし大きなものもある。

私、この実績報告書は、疑っちゃだめですが、何か改ざんしては私はないと思います。というのは、結局、与えられた、つけられた補助金の割合によつての助成というのがありますから、かかっただけ、かかったものに対して残れば返納という残金、そういうものもありますし、最も大切なのは、私は素朴な疑問が一番勘が鋭いかなと思っているんです。というのは、いろんな補助金の申請は決済もしますし、あるいは各担当課にも、これはどういうことなんだいということを聞いてこうだということですが、ちょっとこれはおかしいぞと、こんなに必要ないよと。だけれども、これだけあればどんなことになるんだというようなことのチェックのほうが、この実績報告書よりも交付する段階のほうが重要だなというふうに思っているんです。

ですから、各担当課長も、自分の課の補助金に対応するときには、それなりに前年度の経過、前年度の事業、前年度の経費等々をいろいろ検査した中で、ただその値段だけで要求されたから、はい、いいよではないと思っていますし、私はそういう姿勢で補助金の対応は臨んでいます。ただ、実績報告書はかなり正確、かなりじ

やなく全く正確かなど。いや、本当にそう思っていますんで、こういうことに、ある意味では公金ですから疑念が持たれるようなことはあっては大変なんで、なお一層、各課とも、あるいは各職員も心して取りかかるように、今後も努めてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）……

○9番（上野信直君） 議長。私、3回聞いているんだけど。

○議長（円谷忠吉君） 3回。

○9番（上野信直君） 答弁漏れなの、ずっと、3回とも。

○議長（円谷忠吉君） 過去の実施。

○9番（上野信直君） そうそう。出向いて行って監査したことあるのですかって、やっているんですかという。

○議長（円谷忠吉君） わかったわかった。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません。各課にわたっているものですから、課ごとには行ってやっている、あるけれども、あるかあろうかと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）我が町の魅力を掘り起こし発信する名木10選選定はどうなったのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 我が町の魅力を掘り起こし発信する一つとして、町民の方から寄せられた浅川町の名木10選を昨年の3月議会で提案しました。他町村では、そこにある立派な木に名前をつけたり案内板を設けたりしてアピールしていますが、我が町にはそういうものがほとんどないので、例えば浅川町名木10選を選定し、我が町の魅力の掘り起こしと発信に活用したらどうかというものでありました。我が町の町づくり計画では、ない物ねだりではなくて、隠れている魅力を引き出して、魅力ある町づくりを進めるというふうになっておりますが、名木10選はまさにぴったりだと思います。

昨年提案したときには、5番議員の後押しもあって、町長答弁は努力してやっていくようにしますという前向きな答弁がありました。そこで2点伺いたいと思います。

1点目です。議会答弁は前向きでしたが、その後、検討はなされているのかどうか伺います。

2点目です。今後、浅川町名木10選選定を実施する計画はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

昨年3月議会においてご意見をいただき、名木10選につきましては、現在のところ、町が保管資料の把握と内部の検討にとどまっております。内部の検討では、何本かの木の名前は出されましたが、具体的には進んでおりません。

今後は、どのような方向でどのように実施するか検討を進めたいと思っておりますが、10選という一つの本数をその基本とされますと、なかなかその10選は難しいかなと思っています。というのは、名木、名選という定義といえますか、例えば一番いい名木は、この前にある私どもの町のシンボルのような松とか、あるいは弘

法山にある何百年か定かじゃありませんが、いわゆる山桜とか、いろんな名木はありますが、ただ、10選で10本を選べということになるとなかなか難しい。そこまで至らなくとも、3本でも5本でも名木として位置づけてやろうということになれば、これではやはり何百年経過してどういうものを名木とするかということの基本を、この町の文化財の皆さん等々もありますので、具体的に計画を詰めて、何かを選びながらつくり上げていく、そういう年にしたいなということんでいます。内部では具体的には名前を挙げたりはしておりませんが、今言ったように、今後、役場の松とかあるいは八紘園とか等々の名木について、どうかというのが現在の姿であります。いい手段でありますので、町の名所づくりのためにも、名木という名前をつけたそういうことを、少し定義をつくって検討してまいりたいなと思っているところであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 例えば名木10選という話でありまして、別に10本選ばなくちゃならないということではありません。浅川町のそういう埋もれたものに光が当たればそれはそれでいいんであって、ぜひやっていただきたい。

ヒントにはなると思うんですけども、どういう人たちに聞いたらば、この木はすばらしい、あそこがいい木があるよというのがわかるのかなというあれでは、1つは造園業者の人、あとは山の中歩いている狩猟をやる方、あとは区長さんですよ、うちの地域にはこういうのがあるんだ。そういう方々の意見を聞けば、大体どの木がいいかというのは出てくるんじゃないかというような話も聞いたことがあります。ぜひ、そういうものも参考にしながら、これは難しい話ではないと思いますので、いい木を選んで、それで名前はつけるかつかないか別にしても案内看板をつけるとか、そういうことで経費的にもそんなにかかるものではないと思いますので、なるべく早く実現をして、少しでも浅川町の魅力がPRされるように努力をしていただきたいというふうに思うんですけども、最後に答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 難しい話じゃなくて難しいんです。というのは、例えば公園なんです。山白石の破石にも、それぞれ立派なものがある。それから来福寺にはヒイラギがある、探せば。ただ、10本とまとめろと言われてしまうと、なかなかそうはいきませんから、誰が見ても名木だと言われるのと、町の歴史の中に入っているものもありますから、とりあえずそういうものを選んで、それに名木としての標を立てて、順序よくやっていけばいいのかなと。お金はそんなに私がかからないと思います。

ただ、その名木にしたことによって、町がちゃんと管理する責任を持てよということになりますと、また話がちょっと別になってきますので、そういうことと、やっぱり所有者とのやっぱり協議もやるからには必要だなというふうに思っていますので、少し勉強させながら実施をするように努力はしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）手狭となっている浅川児童クラブを現在の幼稚園に移すことの検討をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前の一般質問でも取り上げましたが、浅川小学校の空き教室を利用して実施をされている浅川児童クラブは、児童数が多く、子供たちの安全が懸念される状況であります。そこで、手狭となっている浅川児童クラブを、新年度解体予定の幼稚園舎を解体せず、耐震補強を行い、そちらに移して実施することを検討してはどうかと思います。その観点から3点伺いたいと思います。

1点目です。浅川児童クラブの新年度の希望者数は何人になる見通しでしょうか。

2点目です。浅川小学校で、浅川児童クラブのために新たな教室が確保でき、手狭な状況が解消できる見通しはあるのでしょうか。

3点目です。再来年からは、小学校統合で、児童クラブの希望者はさらにふえると予想されます。幼稚園は、浅小とごく近く、教室、グラウンドとも十分に広いため、安全に子供たちを保育できます。また、送迎時の交通安全の面でも安心であります。浅川児童クラブを安全に運営するため、現幼稚園の耐震補強を行い、活用することを検討すべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目ですが、新年度、登録希望児童数は171名であります。

2点目、現在、学校教育課や浅川小学校と協議を行っております。施設面においては、浅川小学校の教室を利用することで検討をしております。

3点目ですが、平成29年度予算でお認めをいただいて、幼稚園の解体設計を発注しております。また、用地の返却に向け、地権者との協議も行っているところです。施設の老朽化と耐震に問題があり、幼稚園施設を新たに建設した経過もあり、検討する考えはありません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 入所の希望者は171人で、昨年の6月時点での登録児童は176人でしたから、ほとんど変わらない、高どまりしているという状況であります。子供が減れば、別にこういう問題は起きないんですけども、子供の数は余り変わらない。

じゃ、浅小で場所が確保できる見通しがあるかという、今、浅小と協議中で、町としては浅小のどこかの教室を、空き教室を使わせてもらいたいというふうに思っているということなんですけれども、これ本当に大丈夫なんですか、見通しは。使えるような教室はあるんですか。ちょうど1階が一番端っこが使えればよかったですけれども、あそこは理科室ですよ。ちょっと施設的に、これは使えない。そうすると、2階になるのかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように見通されているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 教育課には、来年度の両校の統合をも含めて、小学校の教室の、何といたしますか、クラス配分を来年に合わせて、もう今年度からやるようにという指示をしております。

したがって、内容については、今、小学校長先生あるいは学校関係者あるいは教育委員会の皆さんと協議中

でありますので、どこまで詰まっておるかですが、担当者から答えをさせたいと思いますけれども、利用は教室の振りかえによって可能だと、心配はないということで、今、そういう方向づけをしよう、つくろうということで検討中でありますので、担当課から答えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 浅小の空き教室等で、北校舎、今、北校舎2階のほう、3年1組、3年2組が使っております。この3年1組と3年2組を南の校舎のほうに移動できますと全て、理科室を除きまして北校舎を児童クラブで使用できるようになります。その方向で、今、学校長とも話し合っているんですが、ただ、問題は、南校舎に来ましたときに、学級編制行っていくときに、やはり1教室どうしてもどこかで確保しなければいけないという現状があります。だから、それをどうクリアしていくかということが、これからの課題かなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今の教育長の答弁ですと、北にある3の1、3の2を南に移せば、これは北は全部学童に使えと、でも、3の1、3の2を南に移すと、1教室足りないんだという話ですね。だったら、移せないということになるんじゃないですか。やっぱり北校舎を教室として使わざるを得ないということになってくるんじゃないですか。その辺の見通しについてはどうなんでしょうか。何とかして、今の状況を今のままだったら無理だけれども、何か打開策をやれば、3の1、3の2も南に移すことが、そういう余地はあるという状況なのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） ベターな状況、状態としまして、3の1、3の2を全部、1クラスだけ児童クラブというわけにいきませんので、児童クラブとして活用できるならば、やっぱり3年1組、3年2組を全部南校舎に移すことがベターだろうという状況でございます。そして、今、1教室足りないということにつきましては、事実そういうことに今の、今の現状ではなりますので、それをどうクリアしていくかということは、これからの協議の仕方、方向なんです。ですから、3年1組、3年2組のところも、それも含めましてどうするかという、ベターな状況は話しましたので、いかにその1クラスにつきましてもどう対応していくかということは、今、きょう本当に協議中でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）援助費の増額と速やかな支給で就学援助制度の一層の充実をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 就学援助制度は、経済的に困難な家庭の子供もしっかり就学できるように町が経済的な援助を行う、学校教育法に基づいた制度であります。

我が町は、例えば就学援助の中の入学準備金の支給を、一昨年までは7月でしたが、昨年からは5月に早め、ことは4月早々に支給すると、改善が進んで進んでおります。教育委員会の姿勢には敬意を表したいと思います。しかし、なお一層の充実が望まれており、以下の5点について伺いたいと思います。

1点目です。新年度、就学援助の希望者は、児童生徒の何%になっているのか、状況について伺います。

2点目です。我が町の就学援助費の認定基準は、生活保護基準の何倍になっているのか伺いたいと思います。

3点目です。実質賃金さが下がるなど子育て環境が厳しい中で、就学援助の額は増額すべきではないかと昨年の6月議会で質問をしました。これに対して、改善する旨の答弁がありました。どうなったのか伺います。

4点目です。国は、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の項目に加えましたが、町でも加えたのでしょうか。加えたとすれば、それぞれ額は幾らか伺いたいと思います。

5点目です。入学準備金の支給が、ことしから4月になります。しかし、入学準備金は、文字どおり新入学の準備として、制服や運動着、かばん、文房具などを購入するときこそ必要であります。であれば、2月あるいは3月に支給したほうが保護者は助かります。こういう見地から、近年は、入学前に入学準備金を支給する自治体が急増しており、ことしは全国平均で小学校では41%、中学校では49%が入学前支給を実施します。我が町でも、さらなる早期支給を検討すべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

学校就学援助関係でございますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 学校教育課長がお答えします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、小学校は児童全体の6%、中学校は生徒全体の11%程度となっております。

2点目につきましては、町の認定基準は生活保護基準には基づいておりません。別に認定要綱を定めており、それにのっとり認定をしております。

3点目につきましては、町における援助費の額は、国の基準と同額で支給しております。もし、国の基準が増額になった場合は、速やかに対応したいと考えております。

4点目につきましては、国の援助項目にありますクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は、要保護に於ける項目だと思います。町における準要保護の額は、国の要保護の額を支給しており、今申し上げました国の3項目につきましては対象とはしておりません。

5点目につきましては、新年度、平成31年度分からは、3月中に支給できるよう準備を整えたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、最後の部分では、来年からの支給は3月に支給したいと、入学前の支給を浅川町でも実施したいという大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目ですが、小学校全体で小学生の6%、児童の6%、中学校では11%ということで、昨年はお聞きしたときは、全体に占める割合がたしか8%ぐらいだったんです。よく計算してみないとわかりませんが、若干は前進したのかなというふうに思います。引き続き、こういう制度があるという周知と、あとは、

こういう制度を利用することが決して恥ずかしいことではないんですよということも、保護者の方に周知をしていただきたいというふうに思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、町は生活保護基準の何点何倍というやり方はとっていないと、要綱に定めた認定基準でやっているということですので、それはそれで結構です。最近、生活保護の基準が下がっておりますので、それに基づいて町の認定基準も下がったのかなというふうに心配したものですから質問しました。それは結構です。

3点目ですが、これに対して、国基準どおりにやっているということですが、具体的に増額という点では、何をどういうふうに増額されたのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

4点目は結構です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目ですが、引き続き周知徹底を図りたいと思っております。

3点目ですが、国の文科省からおりてきています一覧表がございまして、前年度と比べまして2倍になっている部分もございまして。金額を言ったほうがよろしいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 学用品費は、小学校で1万1,420円です。中学校で2万2,320円です。通学用品ですが、小学校、中学校ともに2,230円です。郊外活動費なんですけど、宿泊ありとなしとございまして。宿泊のないものですが、小学校で1,570円、中学校で2,270円、宿泊を伴うもので、小学校で3,620円、中学校で6,100円。それと、新入学児童の学用品費ですが、小学校で4万600円、中学校で4万7,400円。修学旅行費ですが、中学校で5万7,590円。それと、給食費ですが、小学生につきましては2,800円、中学生につきましては3,200円となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） とりわけ増額になったのは、入学準備金で、去年と比べればほぼ倍に増額になったと、このような理解でよろしいんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、重ねて申し上げますけれども、やはり浅川町の申請者というのは少ないんです、全国の平均から見れば。全国の平均は十数%ですので、まだ足りない。私は、一番のネックになっているのが、こういう何か国の補助制度を使うのは恥ずかしい、こういう遠慮というのかな、そういう意識が根強くあるせいではないかなというふうに思うんです。ですから、それは何とか払拭するような周知の仕方、これをぜひ検討してやっていただきたいということを申し上げたいと思うんですが、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

新入学児童の学用品等につきましては、おっしゃるとおりです。

それと、周知の方法なんですけど、今年度、新しく周知方法、通知文をこちらで作成いたしまして、それを学

校經由で隔々まで周知できるようにということをお願いをしております。あと、こちらの町の広報紙でも、2月号に引き続き掲載をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）住宅リフォーム助成事業の拡充と商店開店・リフォーム助成事業の創設の質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町の生活環境改善サポート事業は、利用者にとっては、大震災によって傷んだ家の修繕などの必要な工事の負担が軽くなり、地元業者にとっても仕事おこしになると、大変好評な住宅リフォーム助成制度であります。この制度をさらに充実させて使い勝手をよくすることと、新たに、商店リフォーム・新設助成事業の検討について伺いたいと思います。

1点目は、住宅リフォーム助成事業ですが、現在、増築になる工事には助成は認められないと聞いております。しかし、例えば建物を縁側部分を広げて、雨の日も洗濯物を干せるスペースをつくりたいというような軽微な増築は認めて、この制度をもっと使いやすいものにすべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

2点目は、商店リフォーム新設助成事業です。大手スーパーや大規模チェーン店などに押され経営が厳しい商店の支援として、新規開店やリフォーム工事をする場合に、例えば50万円の助成金を出すなど助成を行っている自治体は少なくありません。我が町でも、新規開店やリフォームに一定の助成をして、やる気のある商店経営者を支援する、そういう制度の創設を検討すべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目については、平成23年度より実施しております生活環境改善サポート事業は、平成27年度に対象範囲を拡大した要綱を改正してきた経過があり、生活環境の改善を支援する目的から、現在の要綱が適当とは考えております。また、助成事業に軽微な増築をも認めてということではありますが、いわゆる建築確認を必要とするようなものは、当然該当にはならないと思いますけれども、現時点の要綱で対応はできるものと考えております。

2点目の提言につきましては、商店街助成を出す、あるいはリフォームをする、そういう元気のある商店があるなら、それは協力は惜しまないつもりではありますが、なお、商工会関係機関といろいろ内容の意見を伺いながら、今後の、提言を今後に生かしてまいりたいなと思っておるところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点目は、前向きに検討していただくということだというふうに思いますので了解しました。

1点目、軽微な増築は、今の制度のもとでもできるんじゃないかと、こういうお答えでありました。こういうことによろしいですか、現場の建設課長。よろしいですか、それで。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今、町長答弁にもありましたけれども、基本的に生活改善サポート事業については、生活の拠点となる母屋を対象としております。軽微な増築というふうになってきますと、新築との関係もございましたので、以前はその辺も考慮して、新築については、新築ではなくて増築については、ちょっと対象範囲から離れるんじゃないかというので、あくまでも修繕、改修が目的ということで取り扱いをやったわけです。27年度に要綱改正した時点にもおいても、その辺の趣旨を踏まえて、母屋を対象に修繕、改築が目的というふうな考え方を、枠を持って対応しております。そういった関係上、増築となると新築とも、今、言いましたように、ちょっと判断が迷いますので、その辺は区切りをつけたいなということで対応しております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） いや、じゃ、町長の言うのと課長のやつと違うような気がするんですけども、ちょっと整合性、整合性のある答弁……

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 違わないです。私が言っているのは、議員さんが言った下屋くらいという話があったんで、ですから、建築基準法にひっかからないものの、ちょっとした屋根をかけるぐらいのものならば、軽微な取り扱いとして、現在の要綱の中で使えるでしょうと、こういうことを言ったんで、変わってはおりません。

○9番（上野信直君） わかりました。了解です。

○議長（円谷忠吉君） 以上で、一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時42分